

# LIBRA

合併号  
2024年 7・8 月号

〈特集〉

## 区分所有法制大改正の要点—改正要綱について

〈インタビュー〉

東京弁護士会前年度会長 松田純一 会員

〈インタビュー〉

俳優 滝藤賢一 さん

〈クローズアップ〉

2024年度 定期総会



リブラギャラリー

## シャンゼリゼ通りと凱旋門



花の都といわれるパリでも、一際華やかなのがライトアップしたシャンゼリゼ通りで、奥に見えるのが凱旋門です。洗練された都会の雰囲気、人々を魅了して止みません。いよいよオリンピック・パラリンピックも始まります！

会員 深沢 岳久 (49期)

# LIBRA

東京弁護士会

## CONTENTS

2024年7・8月合併号

### 特集

## 02 区分所有法制大改正の要点 —改正要綱について

区分所有法制に関する改正要綱の要点について 児玉隆晴

### インタビュー

## 14 東京弁護士会前年度会長 松田純一 会員

### インタビュー

## 18 俳優 滝藤賢一 さん

### クローズアップ

## 22 2024年度 定期総会

### ニュース&トピックス

- 26 ・グランドデザイン構築PTの実績報告
- ・大阪弁護士会司法改革検証・推進本部との2023年度意見交換会報告
- ・東京レインボープライド2024フェスティバルブース出展報告

### 連載等

- 31 理事者室から  
着実な会務運営を 二瓶 茂
- 32 常議員会報告 (2024年度 第2回)
- 33 人権問題最前線  
第29回 2023年度沖縄調査報告 木村英明
- 34 憲法訴訟のいま  
第2回 第三次選択的夫婦別姓訴訟の主張概要と提訴に至る経緯 寺原真希子
- 36 経験者に聞く弁護士任官—Season2—  
第1回 新たな裁判官像を作る思いを持って弁護士任官を 菅野正二郎
- 38 東弁今昔物語～150周年を目指して～  
番外編 「法服」から垣間見える風景 田中みどり
- 39 役立つ!会務活動  
vol.18 伝わることの嬉しさ(法教育委員会) 木下圭一
- 40 わたしの修習時代  
東海の小島の磯でたはむれた日々 63期 安齋瑠美
- 41 76期リレーエッセイ  
頼りになる街弁を目指して 竹之下真穂
- 42 心に残る映画  
『シティ・オブ・ゴッド』 林 美桜
- 43 コーヒーブレイク  
心を突き動かす、心に刻み込む。じっちゃけプルトラ! 秋葉浩子
- 44 会長声明
- 52 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

# 区分所有法制大改正の要点

## —改正要綱について

建設ラッシュが続く首都圏のマンションですが、建物の老朽化、区分所有者の高齢化にとともに、さまざまな問題が顕在化しつつあります。高騰する建替え費用、高齢化や非居住化、国外所有者の増加による合意形成の困難、などなど。こうした問題の解決を目指し、約22年ぶりに区分所有法改正案がまとまり、近々、国会に法案が上程される予定です。

本特集では、区分所有法制改正の要点について、日弁連区分所有法制バックアップ会議座長

を務める児玉隆晴会員（当会40期）に特別寄稿をお願いしました。弁護士業務のみならず、個々の会員の住環境にも密接に関連するテーマです。仕事に、プライベートに、マンションの将来を考える一助になれば幸いです。

LIBRA 編集会議 坂 仁根

### CONTENTS

第1 改正の経緯と審議の概要	2頁
第2 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策	3頁
第3 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策	8頁

#### 【凡例】 条文等の略称

法=建物の区分所有等に関する法律    マンション建替え円滑化法=マンションの建替え等の円滑化に関する法律  
被災区分所有法=被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法    部会資料=区分所有法制部会資料  
補足説明=区分所有法制の改正に関する中間試案の補足説明

## 区分所有法制に関する改正要綱の要点について

法制委員会委員  
日弁連区分所有法制バックアップ会議座長 児玉 隆晴 (40期)



### 第1 改正の経緯と審議の概要

本年2月15日に法制審議会にて区分所有法制に関する改正要綱\*1が採択された。これは、22年ぶり（被災区分所有法については、11年ぶり）の改正となり、かつ、区分所有法制全般に関わる大改正となっている。

その背景には、2021年末時点で、築40年以上の分譲マンションが約116万戸であるところ、10年後にはこれが約249万戸、20年後は約425万戸となる見込みである（国交省調べ\*2）ことが挙げられている。これら高経年のマンションが老朽化し、区分所有者の高齢化と相まって（「二つの古い」とされる）、マンションの管理及び再生が困難となるおそれが

あるとされている。

のみならず、区分所有者の非居住化・所在不明化・相続発生さらには高齢者や管理組合活動への関心が乏しい者の増加により、集会参加者が減少しているため、特別多数決での決議の成立が一層困難な状況となると指摘されている。

そのようなことから、2022年9月に、法務大臣から法制審議会に対し、区分所有建物の管理の円滑化、建替え等再生の円滑化及び大規模災害により被災した区分所有建物の再生の円滑化を図る見地から区分所有法制の見直しを求める旨の諮問（第124号）がなされた。

他方、これらの問題を検討するため、2021年3月から2022年9月まで区分所有法制研究会\*3（佐久間毅座長）が19回にわたって開催された。

その後、上記諮問に基づき2022年10月に法制審議会区分所有法制部会\*4（佐久間毅部会長）（以下「部会」という）が設置され、昨年7月の中間試案\*5パブコメを挟んで計17回の審議がされて、本年1月に部会で要綱案がとりまとめられた。

以下では、改正要綱の順番とは異なり、上記の課題に関連する論点について、改正の要点を解説する。

## 第2 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策

### 1 建替え決議を円滑化するための仕組み

#### (1) 建替え決議の多数決要件の緩和

##### 【改正の経緯と中間試案】

法62条1項は、建替え決議の多数決要件を、区

分所有者及び議決権の各5分の4以上としている。そのため、改正の経緯で述べた「二つの古い」という状況に照らすと、要件が厳格であることにより必要な建替えを迅速に行うことができない旨の指摘があった。他方で、少数反対者の権利に配慮し、建替えをすべき正当な事由がある場合に限って緩和するのが妥当である旨の意見があり、厳しい意見の対立が認められた。

そこで、中間試案では、概ね次の2つの案が提示された。

A案：基本的な多数決割合を区分所有者及び議決権の各4分の3以上に緩和した上で、下記の客観的事由がある場合にはさらに各3分の2以上に緩和する

B案：基本的な多数決割合について現行法（各5分の4以上）を維持した上で、次の客観的事由がある場合に限り各4分の3以上に緩和する

記

##### （客観的事由の要旨）

- ㉞ 地震に対する安全性に係る法令等の基準に適合していないこと
- ㉟ 火災に対する安全性に係る法令等の基準に適合していないこと
- ㊱ 外壁等が剥離・落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあること
- ㊲ 給排水等設備の損傷・腐食等により著しく衛生上有害となるおそれがあること
- ㊳ いわゆるバリアフリー化の促進に関する法令等の基準に適合していないこと
- ㊴ 建築完了時から50年・60年・70年のいずれかの期間が経過したこと

その上で、客観的事由の㉞から㊴のいずれを採用するかについて、次の4つの案が挙げられた。

\* 1：区分所有法制の見直しに関する要綱（令和6年2月15日開催・法制審議会第199回会議採択）  
<https://www.moj.go.jp/content/001413270.pdf>

\* 2：区分所有法制部会参考資料4 マンションを取り巻く現状について（1）国土交通省 <https://www.moj.go.jp/content/001385377.pdf>

\* 3：区分所有法制研究会 [https://www.kinzai.or.jp/legalization\\_manshon.html](https://www.kinzai.or.jp/legalization_manshon.html)

\* 4：法制審議会 区分所有法制部会 [https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_003007\\_00004](https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007_00004)

\* 5：区分所有法制の改正に関する中間試案 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000255907>

α案：㉗から㉙のいずれかに限定する

β-1案：㉗から㉙までのいずれかとする

β-2案：㉗から㉙まで又は㉙のいずれかとする

β-3案：㉗から㉙までのいずれかとする

そうすると、これらの組み合わせの違いにより計8つの提案がされたこととなる。

### 【議論の状況と改正要綱の要点】

上記で述べた背景から、A案を支持する意見がパブリックコメント及び部会で多数出された。

しかし、建替えは、近年、その前後で利用容積率比率（建替え後の利用容積率／建替え前の利用容積率）が減少する傾向にあり、余剰床の販売による建替え資金の確保が困難となっている。そのために、建替えにおける区分所有者の平均負担額が、かつては343万円余りであったものが、近時では約1941万円となって、区分所有者にとっての負担感が強まっている（補足説明\*6 87頁）。

そこで、日弁連と当会は、パブコメ意見書\*7\*8において、現行法の多数決割合を維持しつつ、㉗から㉙までの耐震上等の危険性がある場合に限り4分の3以上に緩和する案（B案+α案）に賛成した。その理由は種々あるが、主として、区分所有権が所有権の一種として重要であること、及び建替え負担金高額化の状況に鑑みると、将来の生活資金の確保が困難な高齢者等がやむなく建替えに反対して売却請求権を行使されて退出させられた場合に、認知症や孤独死のおそれから民間の賃貸住宅を借りることが難しい状況があるために行き場を失うおそれがあること等があった。

その後、部会においては、A案・B案のいずれを採用するかについて意見が分かれたが、最終的には、「建替え決議について単純に多数決割合を引き下げ

ることにより、客観的に建替えの必要性が高いとは言えない建物についても建替えを容易化するのは妥当でない」（部会資料26\*9 18頁参照）との意見が有力となった。

その結果、建替え決議の基本的な多数決割合については現行法を維持しつつ、反対者の権利に対する制約を強めることを正当化できる客観的事由（以下「客観的な緩和事由」という）がある場合に限り、多数決割合を4分の3以上に緩和することとなった（B案採用）。

ただし、客観的な緩和事由について、要綱は、日弁連及び当会の意見と異なり、上記㉗から㉙の事由がこれに当たるとした（β-1案採用）。この点、㉕と㉙においては、㉗から㉙のような区分所有者等の生命・身体についての危険性が生じているとは言えない。しかし、㉕と㉙は、居住者の生活等に支障を生じさせ、かつ、将来における居住等のニーズを低下させて最終的に空き家や管理不全状態を生じさせるおそれがあり建替えの必要性が高いとして、客観的な緩和事由とされた。その背景には、A案を支持する意見への配慮があったと思われる。

これに対し、客観的な緩和事由として㉙（築年数要件）は採用されなかった。なぜなら、大規模修繕やリノベーションを適切に行っている建物においては、高経年であることが直ちに老朽化を意味するものではなく、築年数のみで建替えを正当化することが困難であるからである。すなわち、高経年マンションの増大は、必ずしも老朽化マンションの増大を意味するものではなく、「二つの古い」という将来分析は正確性を欠くものと言え得る。

なお、日弁連と当会は、パブコメ意見書において、耐震上の危険性などの建替え要件について「裁判所が非訟事件手続において認定する制度」を設けるこ

\* 6：区分所有法制の改正に関する中間試案の補足説明

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000255908>

\* 7：日本弁護士連合会 区分所有法制の改正に関する中間試案に対する意見書（2023.8.17）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230817.html>

\* 8：東京弁護士会 「区分所有法制の改正に関する中間試案」に対する意見書（2023.7.31）

<https://www.toben.or.jp/message/ikensyo/post-696.html>

\* 9：部会資料26 <https://www.moj.go.jp/content/001408795.pdf>

とを提唱した。その理由は、(i) 建物に耐震上等の危険性があることが適正に認定された場合は、むしろ早期に建替えをする必要があること、及び(ii) 従来の建替え決議においては、往々にして区分所有者間の主導権争い等が原因で民事上の建替え決議無効確認訴訟等が提起されて紛争が長期化し、建替えに協力するデベロッパー等が撤退を事実上余儀なくされ、正当な理由があっても建替えが進まない状況があったこと、からである。

しかし、このような制度を設けると、主導権争いがない場合にまで非訟事件手続を経るべきこととなって手続負担が増すなどの批判があり、採用されなかった（もっとも、日弁連パブコメ意見書でも述べたとおり、非訟事件手続について任意選択制を取れば、そのような問題は生じない。これが採用されなかった背景には、裁判所の役割についての伝統的な考え方が根強く残っていることが挙げられよう）。

最後に、関連する論点として、団地内建物の建替えの円滑化がある。

まず、①団地内建物の一括建替え決議（法70条）のいわゆる全体要件に関しては、基本的な多数決割合について現行法の規律（各5分の4以上）を維持しつつ、客観的な緩和事由があるときに限り多数決要件を各4分の3以上に緩和することとした。また、同決議の各棟要件については、現行の3分の2以上の多数決要件を改め、「各棟につき区分所有者又は議決権の各3分の1を超える反対がない限り一括建替え決議をすることができる」として、事実上の緩和を図った（要綱第3、1(1)）。

次に、②団地内建物の建替え承認決議（法69条1項）に関しては、基本的な多数決割合について現行法の規律（各4分の3以上）を維持しつつ、客観的な緩和事由があるときはこれを各3分の2以上に緩和した。のみならず、この建替え承認決議が区分所有権や敷地利用権等の処分を伴うものではないことから、これについて出席者多数決制を導入した（同(2)。詳細は本稿第3、1(2)参照）。

なお、政令で定める災害により大規模一部滅失した区分所有建物の建替え決議については、現行被

災区分所有法2条で区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成が必要とされているところ、要綱（第4、1(1)）はこれを緩和し、各3分の2以上の賛成で行えることとして、円滑な復興を図ることができるようにした。

## (2) 建替え決議がされた場合の賃貸借の終了等【改正の経緯と中間試案】

現行法下では、建替え決議がされても専有部分の賃貸借は何らの影響を受けず、賃借人が合意解約に応じるか、賃貸人の更新拒絶・解約申入れについて正当事由が認められない限り、賃貸借を終了させることができないとされている（借地借家法28条。補足説明71頁参照）。

そのために、建替え決議がされても賃借人に専有部分の明渡しを強制することができず、あるいは立ち退き料の支払いを求められることから、賃貸人の区分所有者は建替え決議に反対せざるを得ない状況となり、円滑な建替えが困難となっている旨の指摘があった（補足説明同頁参照）。

そのようなことから、中間試案においては、次の2つの案（要旨）が提示された。

- A案：建替え決議成立から一定の期間経過により賃貸借権が当然消滅する
- B案：建替え決議があったときは、建替え決議に賛成した各区分所有者等から賃借人に対し賃貸借権の消滅請求ができる（ただし、賃借人は補償金の支払いを請求できる）

なお、中間試案では、建替え決議があった場合に、賃貸人が賃借人に対して賃貸借の更新拒絶又は解約申入れをするときは、借地借家法の正当事由の規律が適用されないとする案（以下「適用除外説」という）も提示された。

これらは、いずれも賃貸借権の消滅について積極的な案と言い得る。

## 【議論の状況と改正要綱の要点】

これに対し、日弁連は、パブコメ意見書において、基本的にB案に立ちつつも、適正な補償金の支払い

との同時履行を要求した（当会は、現状ではいずれの案にも反対する旨の意見を述べた）。

さらに、日弁連は、これについても非訟事件手続を設け、裁判所が適正な補償額を決定して賃貸人側にその供託を求め、かかる供託がされない限り賃借権が消滅しないという賃借人保護を徹底する案を提示した。

しかし、パブコメ後の部会の当初においては、賃借権消滅について積極の立場から、上記B案を採用する意向が改めて示された（部会資料21\*10 38頁。なお、消滅請求ではなく「終了」請求とされた）。その理由としては、区分所有建物が専有部分の集合体であることから「賃借人が他の区分所有者との間でも利害調整が必要となる特別な関係に立つ」（法6条1項及び3項、46条、57条4項、60条参照）ことが挙げられている（部会資料21、42頁。この時点では、同時履行については引き続き検討とされた）。

これに対し、日弁連は、あくまで適正な補償金の提供との同時履行を認めるべきであると主張した。その理由は、(ア)他の区分所有者との特別な関係を示す上記各条項は現行法の規定であって、これらがあるにもかかわらず建替え決議は賃借権に影響を与えないとされてきたこと、(イ)この考え方では、賃借人は補償金の支払い請求権を有するのみであって、賃貸人側の無資力の危険を負うことになりかねないこと、及び(ウ)上記のとおり建替え負担金の高額化（平均約1941万円）により建替えが建物再生のための現実的な手段でなくなりつつある中で、補償金の確保がされない賃貸借終了制度を認める必要性が乏しいこと等である。

これを受けた部会での検討の結果、最終的には、B案を基本としつつ「賃借人は適正な補償金の支払を受けるまでは専有部分の明渡しを拒むことができる」という同時履行を認める案が採用された（部会

資料24\*11 23頁。部会資料25\*12 25頁）。ただし、賃借人保護はかかる同時履行の抗弁権で守られるとして、非訟事件手続を設ける案は採用されなかった。

なお、中間試案の適用除外説は採用されなかった。なぜなら、借地借家法の趣旨に鑑みると、建替え決議があっただけで正当事由の規律の適用が排除されるとする合理的な根拠が認められないからである。

ここで、適正な補償とは何かが問題となる。これについては、「賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償」とされ、具体的には、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）における借家人等が受ける補償（いわゆる通損補償）と同水準とするとされている（要綱第2、1(2)ア(ア)注参照）。ただし、公共用地の取得の場合との異同を踏まえて算定される必要があることから、詳細は今後委ねられた。

また、適法な転借人がある場合に、建替え決議に基づく上記終了請求及び補償金の提供により賃貸借が終了すると、転賃借も終了することとなる。この場合、賃貸借の終了により通常生じる損失のうち、居住等の利益に関わる補償（移転料など）は転借人に、転賃料と賃借料との差額分についての損失補償は賃借人に支払われることとなる。

なお、使用貸借については、補償金の支払いに関するものを除き、賃貸借と同様の規律が設けられることとなった。

さらに、建替え決議がされた場合の配偶者居住権の終了についても、「配偶者居住権者が適正な補償金の支払いを受けるまでは専有部分の明渡しを拒むことができる」ことを条件に、賃貸借の終了と同様の規律が設けられることとなった。その範囲内で配偶者居住権も保護されている。

\* 10：部会資料21 <https://www.moj.go.jp/content/001404344.pdf>

\* 11：部会資料24 <https://www.moj.go.jp/content/001406537.pdf>

\* 12：部会資料25 <https://www.moj.go.jp/content/001407743.pdf>

## 2 多数決による区分所有建物の再生、 区分所有関係の解消

### (1) 建物・敷地の一括売却、建物取壊し等

#### 【改正の経緯と中間試案】

現行法においては、抜本的な建物の再生方法としては建替え決議があるのみである。これに対し、マンション建替え円滑化法108条には、特定要除却認定（同法102条2項1号～3号）を受けた場合におけるマンション敷地売却制度がある。この制度によりマンション及び敷地を買い受けた者による建物の再生が可能となっている。

この点、昨今の容積率の厳格化や日影規制等により、区分所有建物が建築当時は建築基準に適合していたもののその後不適格となり（既存不適格）、そのために「現状規模以上の建物を建築して余剰床を販売して建替え費用を確保すること」が困難となっている。そればかりか、上記のとおり建替えにおける区分所有者の平均負担額が約1941万円と著しく増加している。したがって、建替えが建物再生のための現実的な手段ではなくなりつつあり、建替え以外の建物再生手法を検討する必要がある。

そこで、中間試案において、上記のマンション敷地売却制度を参考に、区分所有者の多数決決議（多数決割合は建替え決議と同様）を基にした、次の3つの制度が提案された。

- ① 建物敷地売却制度（土地・建物一括での売却制度）
- ② 建物取壊し敷地売却制度（建物を取り壊して敷地部分を売却する制度）
- ③ 取壊し制度（単純に建物を取り壊す制度）

これらは、いずれも区分所有関係を解消する制度であり、建替えに代わる建物再生手法と言い得る。

#### 【議論の状況と改正要綱の要点】

上記①～③により区分所有関係の解消を図ることについて、日弁連及び当会は基本的に賛成し、パブコメにおいても賛成が多かった。その結果、基本的に区分所有者及び議決権等の各5分の4以上の賛成

（客観的な緩和事由があるときは各4分の3以上の賛成）により、①から③の決議をすることができることとなった。

ただし、日弁連及び当会は、①と②の要件の充足性について、非訟事件手続による裁判所の認定制度を設けるべきことを主張した。なぜなら、これらが建物や敷地を売却する制度であることから、とりわけ地価が高い敷地のマンションについて反社会的勢力が地上げの手段として悪用するおそれがあり、これを防ぐために裁判所による要件認定をする制度が必要であるからである（解消制度特別研究委員会「マンション解消制度―検討の経緯と提言―」マンション学60号（2018年）111頁以下。吉原知志「区分所有関係解消決議の客観的要件に関する基礎的考察」大阪市立大学法学雑誌68巻1号（2021年）69頁参照）。この点、マンション建替え円滑化法では特定行政庁による要除却認定がされており、これをもとにしたマンション敷地売却制度が地上げの手段として悪用されたなどの指摘は存しない。

しかし、その後の部会においては、反社会的勢力による違法な地上げ行為については、暴力的要求行為として中止命令の仕組みや罰則が設けられている（暴力団団員による不当な行為の防止等に関する法律9条16号）ことから、これに委ねれば足りるとして非訟手続を設けることは見送られた。

もっとも、現在においても地価が高い地域の中古マンションにおいて、悪質な地上げ行為が行われていることがマスコミ等で報道されており、改正後は上記①、②の制度が悪用されないよう、弁護士としては引き続き注意する必要がある。

また、これらの決議がされた場合の賃貸借等の終了についても、建替え決議による賃貸借等終了と同様の規律が設けられることとなった（要綱第2、2(1)、注3）。

最後に、団地内建物・敷地の一括売却についても、団地内建物の一括建替え決議と同様の要件（基本は5分の4以上の賛成を要し、客観的な緩和事由があれば4分の3以上の賛成で足りる）の下で行うことができることとなった（要綱第3、2）。

## (2) 建物の更新(いわゆる一棟リノベーション)

### 【改正の経緯】

現行法下においては、建物の更新(一棟リノベーション)を実施するためには、共用部分の変更の特別決議(法17条1項)に加えて、専有部分の使用・工事に関して区分所有者全員の同意を得なければならない。そうすると、建替えよりも一般に区分所有者の負担が少ないにもかかわらず、建替えよりもかえって要件が厳しいというアンバランスな状況が生じている。

### 【改正要綱の要点】

要綱は、建物の更新制度を設けた。その定義は、「建物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復(通常有すべき効用の確保を含む。)のために共用部分の形状の変更をし、かつ、これに伴い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更をすること」とした。その要点は次のとおりである。

- ① 「建物の主要な構造部分」とあることから、建物の壁・床・柱・屋根などの主要構造部分について効用の維持又は回復がされることが必要であり、そうでないリノベーションは、ここでいう建物の更新には該当しない。
- ② 建物の「効用の維持又は回復」が必要であることから、耐震性能、耐火性能や給排水管の機能などの維持・回復が必要であり、純粹なグレードアップのためのリノベーション工事は、ここでいう建物の更新に含まれない。
- ③ 本文括弧書きの「通常有すべき効用の確保を含む。」という趣旨は、現在の建物のレベルが通常有すべき品質に達していない場合に、通常有すべき品質又はそれ以上にするを含める趣旨である。
- ④ 「全ての専有部分」の形状等の変更を要することから、大半の専有部分が対象となっても一部の専有部分が対象となっていない場合は、ここでいう建物の更新に当たらない。

そして、建替え決議と同様の多数決要件の下で、建物更新決議をすることができることとした。すなわち、基本的には区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数決決議を必要とし、客観的な緩和事由がある場合に限り各4分の3以上の多数決決議で行うことができることとした。これにより、上記のアンバランスの問題は解消された。

この建物の更新により、建物の軽量化や耐震補強等により安全性を高め、外観や内観及び設備を一新することができるので、区分所有者の負担を抑えながらも実質的に建替えと同様の結果を得ることができることとなった。ただし、実際に費用負担が抑えられるか否かについて、今後の推移を注意して見ていく必要がある。

また、建替えと異なり、廃棄物や二酸化炭素の発生を抑制できる点で持続可能な社会の実現に資するので、今後において、建替えに代わる建物再生の有効な手段となり得る。

もっとも、建物の更新を安易に認めると、既存不適格状態が延長される可能性が生じるとの指摘がある。これについては、区分所有法ではなく、建築基準法規の規律によって対応すべきとされている(部会資料20\*13 11頁)。

## 第3 区分所有建物の管理の円滑化を図る方策

### 1 集会の決議の円滑化

#### (1) 所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する仕組み

##### 【改正要綱の要点】

所在等が不明な区分所有者について、裁判所による除外決定を経れば、建替え決議等の区分所有者の処分を伴う決議を含めて全ての決議を対象に、決議の母数から除外できることとなった。これによ

\* 13 : 部会資料20 <https://www.moj.go.jp/content/001403601.pdf>

り、所在等不明者がいる場合の管理の円滑化が図られた。

なお、除外決定の効力は、所在等不明者と連絡が取れるようになっても、利害関係人の申立てにより裁判所で除外決定が取り消されるまで継続する（部会資料21\*10 3頁）ので、注意を要する。

## (2) 出席者の多数決による決議を可能とする仕組み【改正の経緯】

区分所有者の高齢化や管理組合活動に無関心な者の増大に伴い、あるいは相続発生や海外在住者による投資目的での区分所有権の購入などにおいて、集会における議決権行使を行わない事例が相当数あるとの指摘があった。また、区分所有権の処分を伴わない事項については、議決権を行使しない区分所有者の意思として、他の区分所有者の意思決定に委ねるものと評価できるとの指摘もあった。

そのようなことから、中間試案において、次の各決議について出席者による多数決で足りる旨の制度（以下「出席者多数決制」という）を導入することが提案された。

- ① 普通決議（法39条1項参照）
- ② 共用部分の変更決議
- ③ 復旧決議
- ④ 規約の設定・変更・廃止の決議
- ⑤ 管理組合法人の設立・解散の決議
- ⑥ 義務違反者に対する専有部分の使用禁止請求、区分所有権等の競売請求及び専有部分の引渡し等の請求の決議
- ⑦ 管理組合法人による区分所有権等の取得の決議

また、その場合に定足数の規律を設けるか否かについては、部会において否定する意見が有力であった。その理由は、(ア)定足数を設けると、管理不全状態に陥っている区分所有建物については、何ら意思決定をすることができない事態が生じること、(イ)

ドイツでは、かつては定足数の規律を設けていたが撤廃されたこと、などからである（部会資料23\*14 7頁）。

### 【議論の状況と改正要綱の要点】

出席者多数決制を導入することについて、日弁連はパブコメ意見書において、上記①を除き反対した（当会は①以外は消極意見）。これに対し、部会では賛成意見が有力であり、日弁連の考え方で纏まる状況にはならなかった。

また、定足数については、当会から日弁連バックアップ会議に対し「仮に出席者多数決制を導入するのであれば、定足数の規律を設けるべきである」旨の意見が出され、部会審議において日弁連推薦委員を通じてこのことを要望した。その結果、部会資料26\*15（4頁）において、定足数に関し次の2つの案が示された。

- A案：法律上は、集会の定足数の規律は設けないが、規約で定足数の規律を設けることを可能とする  
B案：上記①以外の決議については、法律上、原則的な集会の定足数を過半数とした上で、規約でこれを上回る割合を定めることを可能とする

これについて部会で検討がされ、最終的には、一方で、高齢者や無関心者の増加の状況等に鑑み上記①から⑦までの決議について出席者多数決制を導入しつつ、他方で①を除き定足数の規律についてはB案を採用して決議の正当性を確保し、バランスを図ることとなった（部会資料27-1\*16 2頁参照）。

## 2 区分所有建物の管理に特化した財産管理制度

### (1) 所有者不明専有部分管理制度

#### 【改正要綱の要点】

区分所有者の所在等が不明の場合は、従来は不在者財産管理制度（民法25条1項）などで対応し

\* 14：部会資料23 <https://www.moj.go.jp/content/001406012.pdf>

\* 15：部会資料26 <https://www.moj.go.jp/content/001408795.pdf>

\* 16：部会資料27-1 <https://www.moj.go.jp/content/001410115.pdf>

ていたが、全財産の管理人であるために申立ての予納金が高く、かつ、管理人の事務処理も煩雑であった。

そこで、改正民法の所有者不明建物管理命令（民法264条の8）を参考に、区分所有建物の専有部分（専有部分の共有者が所在等不明な場合はその共有持分）に特化した財産管理制度を設けた。

そして、管理人は、専有部分のみならず所在等不明区分所有者が専用利用していた共用部分及びその上にある動産についても管理権限を有するとされた。これにより、その共用部分を含めて管理の円滑化が図られることになった。

また、管理人は、建替え決議を含め全ての集会決議において、所在等不明区分所有者に代わって議決権行使をすることができるとされた。これにより、裁判所の許可を得て建替え決議に賛成して建替え後の専有部分を取得し、これを第三者に売却して管理を終了することが可能となった（ただし、建替えについての負担金の支払義務が発生するので注意を要する）。

## (2) 管理不全専有部分管理制度

### 【改正要綱の要点】

区分所有者と連絡が取れるが、専有部分にゴミが放置されるなど管理が不全である場合に対処するため、改正民法の管理不全建物管理命令（民法264条の14）を参考に、専有部分の管理に特化した財産管理制度を設けた。

そして、専有部分のみならず当該区分所有者が専用利用している共用部分及びその上にある動産についても当該管理人の管理権限が及ぶとしたので、管理人は、当該区分所有者が専用利用しているベランダ等の動産類を撤去できることとなった。

なお、後述の管理不全共用部分管理人が選任された時は、この管理人の管理権限と管理不全専有部分管理人の管理権限とが重複することになるが、基本的に共用部分の管理を行うのは管理不全共用

部分管理人とされている（補足説明22頁）。ただし、実務的には申立人の手続的負担が少ない管理不全専有部分管理人の選任が中心となろう。

## (3) 管理不全共用部分管理制度

### 【改正要綱の要点】

区分所有者と連絡が取れるが、外壁が剥離落下したり廊下等にゴミが放置されているなど建物の共用部分の管理が不全である場合に対処するため、共用部分の管理に特化した財産管理制度を設けた。

なお、共用部分全体についての管理命令の効力は、一部共用部分には及ばず、一部共用部分が管理不全状態になっているときは、別途にその一部共用部分についての管理不全共用部分管理人を選任する必要がある（部会資料21\*10 13頁以下）。

## 3 共用部分の変更決議の多数決要件の緩和

### 【改正の経緯】

共用部分の変更は、その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く（法17条括弧書き）ことから、重大な変更を意味する。たとえば、エレベーター設置工事や柱を切断して免震部材を挿入する等を指すとされている（ただし、具体的な事案による。区分所有法制研究会資料9\*17 1頁）。

そして、同条は、共用部分の変更決議の多数決要件を区分所有者及び議決権の各4分の3以上とし、区分所有者の定数のみ規約で過半数まで減ずることができるとしている。

しかし、この多数決要件を充たすことが容易でないため、区分所有建物の老朽化の防止や老朽化部分の再生のための大規模な改修工事ができない旨の批判があり、要件緩和の是非等が問題となった。

### 【改正要綱の要点】

もっとも、共用部分の変更が、上記のとおり重大

\* 17：研究会資料9 [https://www.kinzai.or.jp/uploads/kubunsoyoyu\\_siryoyu9\\_20220210.pdf](https://www.kinzai.or.jp/uploads/kubunsoyoyu_siryoyu9_20220210.pdf)

な変更を意味することから、これに反対する者の権利にも配慮する必要がある。そこで、多数決要件については基本的に現行法どおりとしつつ、次のいずれかの場合（要旨）には各3分の2以上の賛成で足りるものとした。

- ① 共用部分の設置・保存に瑕疵があることよって他人の権利・利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、その瑕疵の除去に必要な共用部分の変更
- ② いわゆるバリアフリー化のために必要な共用部分の変更

このうち①は、区分所有建物が通常有すべき安全性を欠く場合であり、具体的には、耐震性や耐火性の不足、外壁の剥離落下のおそれ、給排水管の腐食による衛生上有害となるおそれなどを指す（補足説明30頁参照）。

また、区分所有者の頭数のみならず議決権についても、多数決割合を規約で過半数まで減ずることができることとされた。さらに、共用部分の変更決議についても、出席者多数決制（ただし、定足数は過半数）が導入された。これらにより、反対者の権利に配慮しつつも、上記の要件緩和の要請には相当程度に対応ができることとなった。

## 4 専有部分の保存・管理の円滑化

### (1) 他の区分所有者の専有部分の保存請求

#### 【改正要綱の要点】

現行法において、他の区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範囲内において、自己以外の区分所有者の専有部分の使用を請求することができる（法6条2項）。

しかし、同請求権はあくまでも専有部分の「使用」を認める旨の規定であることから、保存行為（例えば専有部分にある給排水管の補修。補足説明34頁参照）を行うことができるかが必ずしも明らかでなかった。

そこで、同項を改正し、専有部分の使用だけでな

く、「保存」を請求することができる旨を規定することとなった。

### (2) 専有部分の使用等を伴う共用部分の管理（配管の全面更新等）

#### 【改正の経緯】

高経年の区分所有建物において、給排水管等が全体として老朽化している場合には、費用等の観点から、これを一括して交換する工事を行うことが適当である。しかし、現行法下では、専有部分に属する給排水管等の交換は各区分所有者が行うべきものと解されるため、一括交換工事を行うことに賛成しない区分所有者がいる場合には、その非賛成者の有する専有部分については工事を行うことができないという問題があった。

#### 【改正要綱の要点】

そこで、共用部分の管理に伴い必要となる専有部分の保存行為又はその性質を変えない範囲内においてその利用若しくは改良を目的とする行為は、規約に特別の定めがあるときは、集会の決議（共用部分の変更を伴う場合は、同変更決議と同じ多数決決議が必要）で決することができるとして、上記の一括交換工事等が多数決によりできることとした。

## 5 区分所有者が国外にいる場合における国内管理人の仕組み

#### 【改正の経緯】

国際化の進展により、海外在留邦人の区分所有者が増加し、海外投資家による国内不動産投資も活発化している。そのため、管理者が必要な連絡を取ろうとしても、区分所有者の連絡先が不明であったり、通知が届かないケースが増大し管理に支障が出ていることから、対策が必要となった（改正不動産登記法73条の2は、不動産の登記名義人が国内に住所を有しないときは、国内の連絡先となる者の氏名・住所等を登記することができるとしている）。

**【改正要綱の要点】**

要綱は、区分所有者が国内に住所又は居所を有しないときは、国内に住所等を有する管理人を選任することができるとした。なお、国内管理人の設置を法律で義務づけるべきとの意見があったが、既に国外にいる区分所有者が相当数いることから義務を実効的に果たさせることが困難であるとして見送られた。ただし、規約で義務化することは可能とした。

また、要綱は、保存行為や集会招集通知の受領などの国内管理人の権限を明示した。この点、国内管理人に訴状受領権限を認めるべきとの意見があったが、国内管理人は日常的な管理を行う権限のみ有すること、及び区分所有者に対する訴訟には区分所有権とは無関係のもの（例えば貸金返還請求訴訟）もあり、これらも含めて国内管理人に訴状受領権限を認めることは困難であるとして見送られた（部会資料24\*11 14頁）。

## 6 共用部分等に係る請求権の行使の円滑化

**【改正の経緯】**

法26条2項は「管理者は、その職務に関し、区分所有者を代理する…共用部分等について生じた損害賠償金及び不当利得による返還金の請求及び受領についても同様とする。」としている。また、同条4項は「管理者は、規約又は集会の決議により、その職務…に関し、区分所有者のために、原告又は被告となることができる。」としている。これらは、共用部分等に係る損害賠償請求権等が金銭債権ないし可分債権であって各区分所有者に帰属し、個別に権利行使ができることを前提としたものとされている。したがって、同条が管理者の代理行使等を認めた趣旨は、各区分所有者がそれぞれの請求権を行使し訴訟を進行することが負担であることに配慮したものすぎないこととなる（補足説明44頁参照）。

他方で東京地判平成28年7月29日（判例秘書）は、㊦管理者である原告は、転売により区分所有者

でなくなった者（以下「旧区分所有者」という）を代理することはできず（法26条2項の「区分所有者」には旧区分所有者は含まれない）、㊧同条4項の「区分所有者のために」は「区分所有者全員のために」と解釈すべきであって、一部の区分所有権が転売された場合には原告である管理者は原告適格を欠くこととなる旨を判示した。

この裁判例によれば、共用部分等に係る請求権が生じた後に、一部の区分所有権が転売されるなどして現区分所有者が当該請求権を保有していないこととなった場合は、管理者は法26条4項に基づく訴訟を進行することができなくなり、建物の適正な管理の実現が困難となる旨の批判があった（原告適格についての理解が誤っている旨の批判もあった）。

そのようなことから、上記請求権が各区分所有者に帰属することを前提としつつも、管理者が旧区分所有者に帰属する権利をも代理行使できるようにするために、中間試案第1.6において、(i)原則として管理者は旧区分所有者及び現区分所有者の有する請求権を代理行使でき（法26条2項の「区分所有者」には旧区分所有者も含まれる）、かつ、(ii)規約又は集会の決議により訴訟担当として訴訟を進行することができるとしつつ、(iii)別段の意思表示をした旧区分所有者については、これらの規律を適用しない旨の提案がなされた。

なお、中間試案第1.6の（注2）においては、「本文に加え、共用部分等に係る請求権の発生後に区分所有権が譲渡された場合には、別段の合意がない限り、当該共用部分等に係る請求権は、譲受人に移転するものとする規律を設ける考え方もある。」ことが謳われた。

**【議論の経過と改正要綱の要点】**

これに対し、日弁連は、上記(i)(ii)により一定の前進が図られたことは是としつつも、上記請求権の行使については区分所有者の団体（法3条）に委ねられていると考えるのが妥当であるとして、各区分所有者による個別行使を法律で禁止すべきである旨を主張した（詳細は、2023年5月11日付け「共用

部分に係る損害賠償請求権等の行使の円滑化に関する法改正を求める意見書」\*18及び同年8月17日付けパブコメ意見書\*7（28頁以下参照）。この考え方に立てば、上記(iii)の別段の意思表示を認めるべきではないこととなる。

さらに、日弁連は、中間試案第1・6の（注2）にも賛成し、区分所有権の譲渡に伴って、旧区分所有者の上記請求権が新区分所有者に当然に移転するとすべき旨の主張もした（上記各意見書参照）。

これを受けて、部会では、上記(iii)及び（注2）の採否について活発な議論がされた。しかし、上記請求権が各区分所有者に帰属する以上は基本的には行使も自由である等の意見が強かった。その結果、基本的に中間試案の考え方が要綱に反映され、(iii)において、別段の意思表示は「書面又は電磁的方法による」旨が追記されたに留まった。

もっとも、まず、(iii)の規律を設けることは、規約や集会の決議によって旧区分所有者による上記請求権の個別行使を制限できる可能性があること、つまり旧区分所有者は、別段の意思表示をしたとしても、管理者による請求権の代理行使、訴訟追行を妨げることはできないことを否定するものではなく、下記最判（平成27年）の射程の範囲も含めて解釈に委ねられるとされている（部会資料27-2\*19（5頁参照））。

#### 記

最判平成27年9月18日民集69巻6号1711頁は、一部の区分所有者が共用部分を第三者に賃貸して得た賃料のうち各区分所有者の持分割合に相当する部分につき生ずる不当利得返還請求権を各区分所有者が行使することができるかが問題となったケースについて、①各区分所有者は、原則として上記請求権を行使することができるが、②区分所有者の団体は区分所有者の団体のみが上記請求権を行使することができる旨を集会で決議し、又は規約で定めることができるものと解され、③上記の集会の決議又は規約の定めがある場合は、各

区分所有者は、上記請求権を行使することができないものと解するのが相当である旨を判示した

この点、平成27年最判は、「規約又は集会の決議」については「管理者が共用部分の管理を行い、共用部分を（特定の区分所有者に）使用させることができる」旨の内容であれば足りると緩やかに解して、当該不当利得返還請求権が当該規約の成立後に発生したと認定した。

そこで、共用部分に係る損害賠償請求権等についても、同様に規約又は集会の決議の後に発生したものについては、個別行使が禁止されると解することができると言えよう。そして、たとえば昭和57年（現時点では20年以上経過）に公表された標準管理規約において、管理者が「損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となる」ことができる旨の規定（同規約67条3項2号）があることから、これを採用した規約については、損害賠償請求権等に関する「規約の定め」があると解し、それ以後に発生した請求権等については各区分所有者は個別行使ができないと解する余地があろう。

また、部会においては、契約自由の原則に照らし、区分所有権の譲渡に伴う請求権の当然移転（中間試案第1・6の（注2））は認められないとされた。しかし、共用部分を専有部分と切り離して譲渡することが禁止されている（法15条2項）以上は、共用部分の修補に代わる損害賠償請求権も分離処分がされないのが通常であると解することができる。そうである以上は、当該区分所有権の譲渡契約の解釈として「修補に代わる損害賠償請求権も一緒に譲渡された」と認定することは、必ずしも否定されない。これにより、新区分所有者が損害賠償請求権等を取得したと解釈することができるので、管理者が得た賠償金を旧区分所有者に引き渡す義務を負わないと解することが可能となろう。

\* 18：日本弁護士連合会 共用部分に係る損害賠償請求権等の行使の円滑化に関する法改正を求める意見書（2023.5.11）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230511\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/230511_3.html)

\* 19：部会資料27-2 <https://www.moj.go.jp/content/001410116.pdf>



東京弁護士会 前年度会長

松田 純一 会員

恒例のLIBRA 東弁前会長インタビューです。「夢の実現に向けて」との抱負に始まり、ダイバーシティ&インクルージョン、グランドデザイン構想、デジタル化基本計画、当会キャラクターの決定などに取り組んだこの1年を振り返っていただきました。「先輩から後輩に経験を伝えるコミュニティを豊富にしたい」との言葉が印象に残りました。

聞き手・構成：坂 仁根

—— 会長職を終えた感想はいかがでしょう。

1年間、当会に致命的な迷惑を掛けずに卒業して、本当にほっとしました。

—— プレッシャーがあったということですか。

日々、最終判断をするためには、情報の取り方に誤りがないこと、判断力に誤りがないことの両方が必要ですね。直感的な判断力は1日で鍛えられるものではないので、適正な判断ができるのかというプレッシャーは相当にありました。例えば地震というのは1月1日とか、常に日を選ばず来ますから、能登の地震と同じように、首都大地震ということになれば当会にとって未曾有の災害になりますので、そんなことがいつ起こるんだろうとか、そういう意味では常に緊張していたと思います。

—— 能登半島地震の起きた元日は、執行部を緊急招集したりしたのですか。

東京から少し離れているので緊急招集はしませんでしたけれども、もうその日のうちに、7人の執行部プラス2人の監事と緊急連絡網で大地震が発生したことを確認し、東京はどうだろうということや、弁護

士会としてできることがあるか、直ちにやるべきことは何かあるかについて、情報収集をしようと動き出しました。

—— 1年を振り返って、会長としてどのようなところでぎりぎりの判断がありましたか。

2023年度は、弁護士の不祥事についての結論を出して発表する機会が多かったです。会員や会員のお客様に与える影響をできるだけ回避するためにどういう処分とどういう広報をすべきか、事前公表まで必要かどうか。将来予測の中で判断しなければいけませんので、判断するのが重かったように思います。

—— 不祥事と言えば、LIBRAは6月号で「弁護士業務の落とし穴」の続編をやりました。

それはいいことだと思います。昔から当会のよき伝統として、先輩・後輩、あるいは委員会や会派で、失敗談を先輩が後輩に率直に話してくれるということが、特に若い弁護士にとって大きな財産になってきました。100いいことを聞くより、2つ、3つの致命的な失敗談を聞かされたときは背筋も伸びるし、うわ、絶対それはだめなんだということを学びますよね。

—— 会長就任に当たって「夢の実現に向けて未来へチャレンジ」と書かれていましたが、この「夢」というのはどのような内容をイメージされていたのでしょうか。

当会の会長としての「夢」は、現に行っている各種の人権活動の多彩さが生かされるような弁護士会、弁護士が世の中のオピニオンリーダーとして尊重されるような弁護士会、そして、いろいろなタイプの弁護士として頑張ってみようという若い人たちがあふれるような弁護士会になること、ですね。1年ではそうならないかもしれないけど、せめて2030年の東弁150周年のときには、そこに向かったなと思えるようになることが「夢」でした。

—— ダイバーシティ&インクルージョン (D&I) の実践はいかがでしたでしょうか。

例えば外国人やLGBTQ、高齢者などの賃貸借契約について、住まいを貸してもらえないという問題が人権問題としてありました。今まで当会は、各委員会ごとにそれぞれの分野について研究をしたりしていましたが、これを当事者だけでなく大家さんの協会の方に来ていただき、不動産屋さんの意見も聞きながら、人権として守られるにはどうすればいいんだというシンポジウムを開催しました。執行部としてやり得るのは、各委員会の縦切りではなくて、横串で刺すように、一つのテーマで複数の委員会に力を合わせてもらって社会問題をえぐり出し、それについての解決をみんなで考えること。そういうことがD&Iの実践になりますし、それが成し遂げられる社会って、やはり「夢」ですね。

—— D&Iの一環で、役員のイメージカラーを決めたそうですが。

副会長の一人がとてもアイデア豊かな方で、ちょうど執行部は会長含めて7人いますから、虹をイメージされたんでしょうかね。みんなに色を割り振って、公式行事のときには割り振られた色をネクタイなり、スカーフなりに盛り込んで出席するというふうになりました。みんな単色、モノトーンということまで限定しませんでしたけど、なにしろ楽しかったですね。実際、7つの色がそろって並べば、監事さんも色があったから全部

で9つの色でしたけど、執行部として、役員として一体感を持つこともできたように思います。カラフルに鮮やかでした。

—— グランドデザイン構想についてですが、なぜこれが必要だったのでしょうか。

ITチームについて言えば、急激なAIの進行がベースにあると思います。自動車の自動運転なんて30年はないよねと言っていたのが、急激に追っかけてきました。望む、望まないにかかわらず、もうすぐそばにいるんだらうとなったときに、なかなか私を含めてアナログ文化系は、知識が乏しい。会員・職員や外部の知恵を借りて、あるべきところの整理、理解をした上で、そこに舵を切っていく。人、職員、お金など当会が持っている資源をどれぐらい投入して、何を解決策として目指していくのかということをしかり示さないと、迷走するのではなかろうかということを心配していました。

当会の役員は1年任期ですが、150周年を目掛けて、せめて世間で言うところの中長期計画のようなもの、グランドデザインのたたき台を出してその是非を検討していただき、当会が持っている資源を整理し集中投下してよりよい2030年を迎えようと考えました。2028年にはOAの大改修もありますし、単年度主義を突き抜ける横串として、グランドデザインがぜひ必要だと思っていました。会長就任の公約を申し上げるタイミングでは、当会の財務問題が好転の兆しをはっきりと見せてきて、一方でAIやChatGPTなどが急激に日常化しそうな雰囲気でしたから、ITに関する問題はぜひ取り上げなければいけないというタイミングでもありました。

—— グランドデザイン構築PTには国際チームもありますね。

それは、弁護士業務の国際化の問題です。例えば不動産、労務問題、交通事故など日本法の知識があれば十分な分野で、外国人と共に生きるというフィリングが日常に溶け込んでくるようにリードするのは、むしろ日本の弁護士としての役割でしょうし、業務拡大にもなり、また、そういう生活が楽しくなるんじゃないかと考えました。1年間で20か所くらいの大使館

にお邪魔して、その国の政治、経済、文化からお食事の楽しさなどまで勉強させていただき、ネットワークがずいぶん広がったように思います。当会同好会として、世界食文化同好会も出来上がりました。

— 食文化同好会はどのような活動を行ったのですか。

例えば、モロッコ料理を食べに行きました。ゲストとしては、モロッコに日本の特命全権大使として赴任したところのある広瀬晴子氏をお招きして、モロッコの政治、経済、社会についてレクチャーをしていただきました。モロッコ人の男性と結婚した日本人女性もゲストとして来てくれて、両国の文化の違いから来る結婚生活の難しさ、楽しさみたいなお話を聞きながら、料理をいただきました。

イスラムといっても、いろいろなイスラムがありますねという中で、ニュースで見ても、あるいは身近でイスラム系の服装をしてる方を見ても、モロッコと関係あるとかなんとか、いろいろなことに感覚的に敏感になります。そういったことで他の国についても同じようなことを繰り返しました。

外国人ともっと親しく楽しく、互いに学んで共生できるようにする要請は、2030年には絶対に今よりは増えているし、日本の弁護士としての業務拡大でも人権活動でも、とても広い射程を持っていると思います。そういうことから、国際化もグランドデザインの一コマとして重要なはずで。

— デジタル化基本計画についてですが、これは当会の会員や職員だけで実現可能なのでしょうか。

デジタル化基本計画というのは、言葉で言えば「疎結合」というのですけれども、当会のシステムには独立したいろいろなパーツがあって、時代に合わなくなったらそのパーツだけ新しくもっと汎用性のあるものに変えればいい、それ自体はアプリですから、汎用アプリを使う分には安く早く変更できるはずだということが前提になっています。予算、人手の問題などのまず典型的なものを精査して実行し、成功事例を職員、会員の皆さんにお知らせしながら、こういうふうにしたいたいとお声掛けをして、1個ずつシステムの本体からばらして改善するのを増やしていき、時系列に乗

せながら順に「疎結合」を繰り返すという工夫、努力が必要だと思います。

外注で専属プロジェクトマネージャーをお願いしたりすると高額なお金が掛かり、かつ、我々の知らない言語で話されてブラックボックス化し、結局ロックされちゃったシステムになると困りますから、基本形は当会会員の中でこの知識にたけた方と職員さんの団結で、人を割っていただきました。弁護士の中にはリーガルテックにかかわっている方もいますし、日常業務として知財にかかわって深い造詣を持っている方もいます。職員さんも、いろいろな苦勞をされて現在のシステムを作った方。そういう人材を当会は持っているんですよ。やってやろうじゃないかと言ってくれる人材がいるのは素晴らしいと思います。

— 2023年度は当会のキャラクターも決定しました。

べんとらーは、デザインのいろいろなどところを見て探してもらいたいのですが、額の模様は「弁」の字に似ていて、顔のしまが片一方は4本で、もう片方は5本、左右対称じゃない。しっぽのしまはどうして6本なんだとか、正解を皆さんで探していただいたら、なお楽しいだろうと思います。

— 当会がキャラクターを持つことの利点は何でしょう。

私自身が法教育センターで子供たちと接したときに、キャラクターがあった方が先生も誘い込みやすいし、生徒さんも楽しいキャラクターから入った方が法を身近なものとして認識してもらえます。ただ、そういう話は、金額に換算するといくらなの？とはならないわけで、そこを長い目、広い目でご理解いただけたらと思います。

— 次期以降に積み残した課題はありますか。

会派について、無会派が4割近くになってきました。インハウスの方も1割ぐらいいいます。旧来型の会派が担ってくれていた機能を受け継ぐようなコミュニティをもっと作りたかったな、とは思っています。委員会、法律研究部、同好会、新入会員研修などいろいろな中間団体的なコミュニティがあって、先輩から後輩に経験を伝える。そんな縦横のコミュニティを豊富

にしたいなと思っていましたが、思いの半歩もいかなかったのは心残りとしてあります。

—— 執行部の仕事と弁護士業務は両立可能なのでしょうか。

私の知る範囲の会長経験者、あるいは他会で会長、副会長を務めていらっしゃる方などを見ても、いまどきオンラインもあるわけだし、法廷に昼間行って、あるいは会館内で打ち合わせをして、弁護士業務と役員業務とを両立されている方々はたくさんいます。ですので、皆さんにはぜひ挑戦してもらいたい役割ですし、私個人は、国内での貴重な「留学」体験を公私にわたってさせていただけたと、感謝しています。

—— 会長室では飲みながら若手の会員と懇談されたそうですが、感想はいかがですか。

会長室って見方によっては神聖な場で、酒を飲んでいる場合じゃないという批判があるかもしれないです。でも、会長室というのは、当会の1つの公共財ですので、そこで当会のこと、弁護士の在り方とか弁護士の業務とか、そういうことをいろいろおしゃべりするのは、お互いに気付きを提供してくれたりする学びの場ですから、とてもよかったです。当会の、ある空間の中でいろいろなことをフランクに話し合えることが大事で、それを後押しするツールとして東弁の会長室があったかなと思います。

—— ところで、弁護士になったきっかけは何だったのでしょうか。

山形の寒村の出身で、村落共同体的な暮らしの雰囲気が漂っているような地域に育ちましたから、決して弁護士という業務を詳しく知っていたわけではないです。だけど村落共同体の中ではみんなで助け合って生きていますから、世のため人のためになる職業を選びたいとは思っていました。

—— どのように弁護士会の会務活動にかかわるようになったのでしょうか。

私が10年間お仕えした師匠であるボスは、亡くなる直前まで繰り返し食事の席で「君は何で弁護士に

なったんだ」と聞いてきました。その回答を探す中で、これは1人で机に向かっているだけでは回答は得られない、会務に出ていかなければ獲得できないというふうに思いました。行けば楽しいし、先輩が開けっぴろげに失敗談をいっぱいしゃべってくれるおおらかな気風も好きでした。

—— 「食と農業」について本も書かれて活発に発信されていますが、弁護士業務とどのようにリンクするのでしょうか。

弁護士業務と一般の食と農業みたいなものとは、私の頭の中では何も矛盾してないんです。だって、法律は世のため人のためと言ってますけど、みんな飯食うじゃないですか。それが守られるというのはまさしく世のため人のためですから。

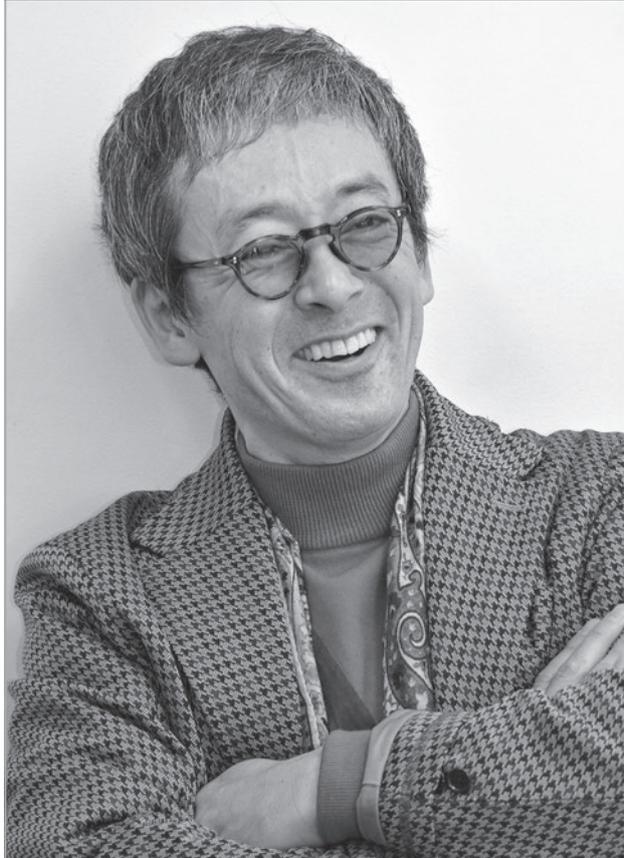
私の心掛けとして、裁判所に行くのだけが弁護士業務ですか、そこまで決めつけていませんよ、というのがあります。それに、新しい分野をやれば新しい各種の人権と触れることができます。各種各様の人権というのは、当会のモットーじゃないでしょうか。それと、当会はオピニオンリーダーとして堂々としていきたい。いろいろな分野を勉強して、いろいろな人とお付き合いする中で、公益とは何か、堂々たる発言するというのはどういうことかとか、他流試合みたいに学ぶことができます。一見、弁護士業務と離れた分野を学ぶのもいいものですよ。

—— 最後に、会員へのメッセージを。

特に若手の会員に対してですが、ぜひ自分の殻に閉じこもらずに、外部との接点を意欲的に広げ、変化に即応しながら、いろいろな人権や弁護士として期待される堂々たる姿勢のようなものを意識して、たくましく弁護士として頑張ってくれたら非常にうれしい、そう思います。

#### プロフィール まつだ・じゅんいち

1993年修習終了(45期)。東京弁護士会副会長(2014年)、東日本大震災対策本部副本部長(2014年)、東京三弁護士会災害対策委員会副委員長(2014年)、関東弁護士会連合会常務理事(2014年)、民事司法改革実現本部副本部長(2015～2018年)、司法修習費用問題緊急対策本部副本部長(2020年)、日本弁護士連合会副会長(2023年)等を歴任。



俳優

## 滝藤 賢一さん

女性として初めての弁護士である三淵嘉子さんをモデルとするNHK連続テレビ小説『虎に翼』の放送が開始されました。女性に法曹資格が与えられない時代にあって法曹の道を志し、重い扉を開けた主人公に会員の皆様の多くが共感を覚えているのではないのでしょうか。今回、主人公と共に家庭裁判所を立ち上げた判事役を演じられる滝藤賢一さんのインタビューをお届けします。悪役から人権派弁護士まで多種多様な役を演じ分ける滝藤さんの俳優業や家族に対する思いから、弁護士業に対する考え方のヒントをもらった気がしました。

聞き手・構成：富田 寛之、菅原 草子  
写真撮影：坂 仁根

— 今日とはよろしくお願ひいたします。今回、滝藤さんが裁判官役（多岐川幸四郎。以下「多岐川」）で『虎に翼』に出演され、司法関係の役どころというところで、お話を伺えればと思います。

お願ひします。

— 滝藤さんは、『幽☆遊☆白書』の戸愚呂兄などインパクトのあるキャラクターの役が多いというイメージがあるのですが。

観て頂いたんですね。ありがとうございます。どうでした？

— とても面白かったです。戸愚呂兄役は評判ですし、再現度がすごくて感動しました。

ありがとうございます。

— また、私の息子が『るろうに剣心』のファンで、滝藤さんが一番最初に出てくるシーンで、画面のはるか後方で、建物内の火災の煙の中ではっきり見えないぐらいのところを歩いているんですけども、もうそれを見て滝藤さんで、佐渡島方治だって分かるって言ってたんですね。

オープニングの志々雄が火の中を歩いているシーンですね。僕は一番後ろにいたと思うんですけど。あれを観て僕だって分かったんですか。シルエットだけだった気がしますけど（笑）。嬉しいです。息子君によりよくお伝えください。

— これらの作品を見ても、滝藤さんはキャラクターの動きから役作りをされているんだなというのを感じていて。一方、去年、『やさしい猫』というドラマで弁護士役をやられていますが、強烈なキャラクターではなくて弁護士、しかも結構淡々としている役というところで、役作りで考えられたことや参考にされたことはあるのでしょうか。

色々な役をやらせてもらいますが、僕の場合、メイク、衣装、演出、相手役、作品に関わる全ての方の手をかりて、その職業の方にならせてもらっているの、相手役の方とセッションして影響を与え合うことの方が重要かと思っています。俺、弁護士になるぜとか、医者だぜとか、そういうのはあんまり意識したことはないです。でも職業病みたいなことはあるかもしれないですね。休日の過ごし方とか、そういうのを考えるのが楽しいです。

——『やさしい猫』の中では、依頼者の妻役、優香さんとの絡みが非常に多く、印象として非常に優しい喋り方だなと感じたのですが、それは共演者との間でドラマの筋に沿ったという形になりますか。

弁護士だから優しく喋ろうというよりは、人として困っている人に寄り添える人であるとか、相手を安心させられる人であるということの方が重要かなと思うんですよね。もし自分が弁護を頼むことがあれば、親身になって自分事のように考えてくれる方が、なんでも相談出来るでしょうし、心強い気がするんです。

——『虎に翼』では裁判官役ですけども、家庭裁判所を立ち上げた非常に著名な裁判官役になりますよね。今回、経歴を調べたら、家裁で採用されている制度の多くを、この宇田川潤四郎判事（多岐川役のモチーフ）が創られたんだと分かって非常に感動いたしました。一方で、宇田川さんは凄い変わり者だったみたいなおもしろい記事もあるんですが、その辺りは今、感じていらっしゃるんですか。

とても変わっていらっしゃったようですね（笑）。それは多岐川という役でもしっかり描かれると思います。スーパー・アイデア・マンだからこそですよ。誰も思い付かないようなアイデアをばんばん出して、突っ走る。誰も彼の発想についてこれない。だから変わり者扱いされる。でも、それは子供や女性、立場の弱い方のため。彼の中に揺るぎない信念があったからだと思います。宇田川さんは、演説がうまく、周りにいる人間をその気にさせる天才だったというふうに聞いています。一見、派手な部分が目立ちますが、大事なものは、なぜそういう人間になったかということだと思います。

——宇田川判事は、少年や女性など弱い立場にある方に寄り添って色々な制度を創られた方ですが、弱者や少数者に寄り添う役柄が、滝藤さんは多いのかなということを感じております。俳優は、役を頂く形にはなると思うのですが、弱者や少数者に寄り添う役柄が多いというのは、意識されたことはありますか。

オファーを頂く立場ですので、僕が意識することはないのですが、悪い役ばかりやらせてもらってきたので、

不思議な気分です（笑）。（多岐川役と自分とのギャップに）苦しんでおります。僕は多岐川のように、後輩をかわいがったり飲み連れていたり、先頭に立って引っ張っていくタイプじゃないんです。休みの日は一人で黙々と植物の植え替えをしていますから。割と一人でいたい人間なんです。なので今回、役と自分のバランスを取るのが難しくて。

——そうなんですか。

自分の中の多岐川と共通するような可能性を拾って、本来の自分と擦り合せ、無理のないところを狙うんですかね？ それをリハーサルで色々試しながら、ワンシーンワンカット必死になって、やれることを探っているという感じです。俳優という職業をやらせて頂いて、もうすぐ30年ですが、未だによく分かりません。分かる時が来るんですかね？ 来ないでしょうね（笑）。

——ご自身の中にあるちょっとしたところを引っ張り出してきて、役に乗せるみたいな感じでやられているんですね。

何か一つでも真実でありたいのかもしれない。自分の言葉で喋りたい。自分の感性でリアクションしたい。多岐川だったらというより、自分がやっていることが多岐川でありたいということなのかな。よく分からなくなりました（笑）。ただ、こういう理想と野望を持って国を変えていくような人間や職業が、これからの子供達の目標、選択肢のひとつになったら、素敵だなと思います。

——なるほど。今回の朝ドラは、『虎に翼』という題名ですが、この言葉の元々の用法は、「虎に翼を与えてはならない」ですよ。女性という男性の既得権益を脅かす、潜在的に強い存在に対して、法律とか仕事とか学問等を与えることへの男性側の抵抗という側面があると思うのですが、逆に、多岐川は、主人公である寅子を上司として引き立てていくポジションにあります。対立構造の中で女性が能力を発揮していくと感じられたところはありますか。

勿論、女性がそういう立場、見られ方をすることを、多岐川は重々承知していると思います。でも何か同じ理想を掲げる、その目的を達成していくためには、

男も女も関係ないですよ。同じ目的に向かっていく同志ということですから。劇中にもありますが、多岐川は出る杭が大好きなんです。だから応援したくなるんだと思います。なにせ多岐川自身がかろうじて刺さっている、とんでもなく出ている杭ですから。自分も俳優として、いつまでも出る杭でいるくらいの気持ちと勇気を持ち続けたいです。

——一緒に闘っていく同志みたいな感じなのですね。

寅子がいてくれるからこそ多岐川は縦横無尽に駆け回ることが出来るんだと思います。なので右腕どころか、体半分ですよ（笑）。彼女だけに限らず、家庭局5人で一人前。5人でシーンをつくるというのを必ず持って臨むようにしています。巻き込んでいくというか。そうするとより面白くなると思うんですよ。だって芝居はアンサンブルですから。1人でやってたらつまらないです（笑）。美術さんや小道具さんが用意してくださるものも、極力使わせて頂く。使うというより、助けてもらうという意識でしょうか。皆で削っているという気持ちで臨みたいと、常々思っております。

——では、その俳優という職業ですが、長年続けられている魅力はどこにあると感じていますか。

無名塾に入ったとき、仲代達矢さんが生涯修行だとおっしゃっていました。ひとつひとつの作品と向き合って、役について考え続け現場に臨む。最後の最後まで悪あがきをしています。自分を疑い続けてますよ。満足することがないですよ。劇中で穂高先生が「君もいずれ古くなる」というセリフがあるのですが、自分の芝居への考え方や取り組み方が古くなってるんじゃないかと恐怖を感じているんです。若い頃はそんなこと気にしないで、突っ走ってきたんだと思うんですよ。恐いもの知らずで、オレはオレだ！みたいな。だから、今与えられている状況に甘んじないで、自分のやっていることに疑問を持ち続けないと、この厳しい世界で生き残れないと思います。47歳になって今もおこの多岐川という役を探り、疑いながらやれるというのは、すごく幸せな仕事だなと思っています。



—— 弁護士も正解や終わりが無い仕事と言われますが、そういう苦しさを乗り越える秘訣はありますか。

綺麗事かもしれませんが、苦しめるだけ幸せですよ。健康で元気じゃなければ苦しむことすら出来ないので。僕が今バランスが取れているのは、植物かなあ（笑）。多分無心になれる時間があるということなんでしょうね。あと睡眠もとても大事にしています。家の吹き抜けのガラス張りのところにシダレモミジを飾っているんです。ライトアップをしていて、空も見えるんですよ。これを寝る前にストレッチをしながら、ぼーっと見ていて心が穏やかになっていくのを自分と向き合って確認しているんですかね？ たぶんそれでとてもいい睡眠がとれている気がします。寝ているときも仕事のことを考えてしまうって、仕方ないですよ。僕も、今日のリハーサル、うまくかみ合わなかったとか、空回りしちゃったとか感じて、不安で寝られないことがよくあります。台詞が出てこない夢を見るとか、何度も夜中に起きちゃうとか。でも、諦めていますね、もう考えちゃうんだったら考えればいやって。そう思っていると寝ています。

楽しまなきゃ損だと思うんですね。誰も楽しいことを用意してくれないから、自分で人生を楽しむ。綺麗事っすね（笑）。

—— 弁護士も、試験に受かるまでや、一人前になるまでに時間がかかりますが、滝藤さんが、俳優として諦めないでやっていこうと思えた理由はどのようなところにありますか。

子供の頃から映画が大好きで観まくってました。憧れの世界ですね。オレもいつかこの銀幕の世界で活躍したい！と夢見てましたから。実際は子供の頃に思い描いていた華々しい世界とは違いましたけど（笑）。でも今こうしてたくさんのお仕事を頂けるのは、とても幸せなことだと、日々感じております。

—— 滝藤さんはファッションや植物好きとしても注目を集めていますが、プライベートで大切にされているものはありますか。

家族。今朝も7時に子供達を駅まで送って、戻ってきて玄関掃除して、7時半からBSの『虎に翼』を観てきました。いつもと変わらず生活を送ることが出来ることを幸せに思います。これからも小さな幸せを当たり前と思わず、ひとつひとつ拾っていきたいです。

—— ご家族で演技について話をされることもあるんですか。

そんなのしょっちゅうです。次男、三男、娘と演技合戦が始まりますから。ゲラゲラ笑いながらやります。相手役をやってもらうこともありますし。妻は聞くまではなにも言わないんですけど、なんかピンとこない時に尋ねると「うそっばい。誰のまねしてるの？ 普段のパパじゃない」と的確に言ってくれる。僕以上に僕のことを知ってますから。そうか、これは普通のオレじゃないんだと、妻に気付かされます（笑）。家で台詞を声に出して覚えていると、子供達の方が先に、展開や台詞を覚えちゃう。僕が次の台詞何だっけ、と考えると、横から台詞を言ってくるんです。ホント面白い家族ですよ（笑）。

—— やっぱり演じているときが人生の中で楽しい時間なのでしょうか。

そんなわけがないじゃないですか（笑）。でも演技をしていて、いい関係というか、そのシーンの中で俳優同士でいいセッションが生まれ、お互いいい影響を与えて、いいリアクションが取り合えたとき、そこで相手役のいい顔を見たときは、自分が準備してきたものと、最後まで諦めなかったこととかをひっくり返して、報われたなという思いがします。

それに、全国民の朝がかかっていると思うと、こちらも生半可な気持ちではやれないです（笑）。視聴者の皆さんが今日1日頑張るぞと、奮い立つような作品になれば幸せです。

—— 『虎に翼』を見て法曹になりたいと思う若者が出てくれたら、我々も嬉しいです。

本当にそうですね。ドラマの影響を受けて法曹の世界や映像の世界に興味を持ってくれたら、嬉しいですよ。

—— 滝藤さんは、いつもとても印象に残る役をやられているので、影響される方が多くいそうですね。ドラマの今後の展開、楽しみにしています。最後に、滝藤さんのその抜群のセンスはどのように磨かれてきたのかお聞きしたいです。

僕はセンスがないと思うんですけど（笑）。そこが滝藤の良さというか。滝藤が滝藤である所以といいですか。誰も言ってくれないから自分で言っちゃいましたけど（笑）。でも失敗することじゃないですかね。失敗して自分に合うものを見つけていくという。だから僕も数々の失敗をしていますよ。

## プロフィール たきとう・けんいち

1976年愛知県生まれ。1998～2007年無名塾在籍。2008年公開「クライマーズ・ハイ」で脚光を浴び、以降、実力派の名俳優として映画やドラマ、CMに多数出演。主な出演作品にテレビドラマ「外事警察」「半沢直樹」「俺のダンディズム」（主演）、「コタキ兄弟と四苦八苦」（同）、「コード・ブルー」、映画「ゴールデン・スランバー」「踊る大捜査線」「ミステリと言う勿れ」。2024年度前期連続テレビ小説『虎に翼』（NHK）では主人公・寅子の上司で家庭裁判所の設立に向け邁進する多岐川幸四郎役を演じている。

## グランドデザイン構築 PTの実績報告

グランドデザイン構築プロジェクトチーム

山本 昌平 (50期) 鈴木 健二 (50期) 堂野 達之 (52期) 中井 陽子 (54期) 恩田 俊明 (63期)  
 澤藤 大河 (69期) 新家 寛 (50期) 安達 桂一 (53期) 三好 慶 (60期)

### 1 はじめに

(2023年度副会長 山本 昌平)

グランドデザイン構想とは、2030年の当会創立150周年に向けて、会員にとって、市民にとって、職員にとって、当会を魅力ある頼りがいのある弁護士会にするために、2023年度に立ち上げられた構想である。

具体的には、会長の下に、グランドデザイン構築プロジェクトチームを設置し、「・・・弁護士業務の深耕と開発、弁護士業務基盤強化、人権活動の推進、本会の財務規律維持、広報などを含むあらゆる分野において、IT技術の効率的活用を中心とした本会の将来に向けてのグランドデザイン構想を検討し、その結果を会長に意見具申することを目的とする。」(グランドデザイン構築プロジェクトチーム設置要綱2条)ものである。

そして、その実現に向けて、以下のとおりITチーム、国際チームを設け、鋭意活動を遂行してきた。2024年度からは、ITチームはデジタル化実現ワーキンググループとして、国際チームは、弁護士領域拡大推進本部の国際業務推進部会として、活動をさらに発展させ、魅力ある頼りがいのある弁護士会の実現に向けて邁進する所存である。

### 2 ITチームの活動

(2023年度PT委員 鈴木 健二、堂野 達之、中井 陽子、恩田 俊明、澤藤 大河)

ITチームでは、①現行基幹システムから次世代システムへの移行検討、②デジタル化を通じた業務の効率化、の2点について重点的に検討を進めてきたところ、その概要を

当誌2024年3月号にて紹介した。本稿では前回の紹介で触れられなかった点を中心に、改めて当チームの取組みにつき振り返ることとする。

2024年1月に常議員会にて承認された「東京弁護士会デジタル化基本計画」(以下「計画」という)は、①会員の利便性の向上、②職員の業務負担の軽減、そして③会の財政負担の軽減の観点から、当会の持続可能なデジタル化を促進することを大目標とし、これを実現するために5つの重点目標を設定した。すなわち、I. 新業務システムについて「疎結合化」を基本とすること、II. 業務のデジタル化を促進すること、III. 業務システムの更新作業及び実効性あるデジタル化を促進するための体制づくりを行うこと、IV. 短期計画、中期計画を立案し、達成度の検証を行うこと、そしてV. デジタル化の成果、基本計画の進行状況について広報すること、である。これらの重点目標の実現にあたりさらに留意すべきポイントも規定され、計画により、当会のデジタル化に向けた継続的な取組みが根拠づけられ、また方向づけられることとなった。

なお、計画における各重点目標実現に向けた体制づくりの一環として、当会情報システム対応室の人員の充実化が図られたほか、各施策を実行する組織体として「デジタル化実現ワーキンググループ」が新たに設置された。2024年度以降はこれらの組織や構成メンバーが一体となり、効果的なデジタル化を実現することが期待される。

ちなみに、上記重点目標にもあるデジタル化の進行状況の広報に関連し、当会会員サイト「会務情報」ページ内に計画に関するページ\*1が新たに設けられた。今後、同ページにて適時情報がアップデートされる予定である。



### 3 国際チームの活動

(2023年度PT委員 新家 寛、安達 桂一、三好 慶)

国際チームは、2023年度松田純一会長より、来るべき、移民社会の到来を念頭に置き、東京という多文化共生都市の特性を活かし、財政規律の維持を堅持しつつも、当会の国際化を図ってほしい、という依頼を受けた。

そこで、東京の地の利を活かし東京に居ながらにして、会員に国際交流の機会を提供し、かつ、当会の国際業務領域を拡大すべく、様々な施策を行ってきた。

#### (1) 大使館、海外弁護士会等との友好関係の醸成

東京には、大使館等の在外公館が多数存在するという優位性があるため、特に、大使館との友好関係の強化に注力した。

具体的には、国際チームメンバーが大使館と面談や調整のうえ、タイ王国大使館、チェコ共和国大使館、UAE大使館、エジプトアラブ共和国大使館、リトアニア共和国大使館、トルコ共和国大使館に対し、理事者及び国際チームメンバーでの表敬訪問を行った。

また、フィンランド商工会議所、同大使館商務部については、弁護士会への表敬訪問の接受を行った。

これらの表敬訪問において、今後の当会と各大使館の友好関係強化のための施策が話し合わせ、その結果、様々なイベントが開催された。

① UAE大使館については、建国記念レセプションへの招待を受け、当会会員がこれに参加し、大使や列席者との交流を行った。

② チェコ大使館については、「チェコ共和国における法律、ビジネス及び観光の環境」と題する共催イベントがチェコ大使館にて開催され、当会会員に対し、大使館やチェコ政府からのプレゼンテーション講演と、ネットワーキング交流会が開催された。

③ リトアニア大使館については、「変わりつつある世界の中のリトアニア」と題する大使の講演会、懇親会を

開催した。

④ トルコ大使館については、「トルコ～三大陸が交わる物語～」と題する大使の講演会を開催した。

また、海外弁護士会との関係では、台北弁護士会と「日本と台湾における個人情報保護」とのタイトルでの共同セミナー、懇親会を開催した。

#### (2) 外国法資格弁護士との連携

世界都市である東京には、多くの外国法資格弁護士が所在しているため、これを活かすための施策も行われた。

具体的には、女性実務家を中心に、多数の外国法曹資格弁護士が所属するWomen In Law Japan (WILJ) との連携を強化し、2024年2月7日には、「Navigating the International and local legal market」と題する共同セミナーを開催した。

#### (3) 同好会、法律研究部の立上げ

これらの施策を実現するに際し、国際交流の受け皿となりうる組織を増やすべく、新たに「世界食文化同好会」を立ち上げたほか、「外交問題法律研究部（仮称）」「農林漁業法律研究部（仮称）」（注：この領域は大使館との意見交換でトピックスになることも多い）の立上げ準備を行ってきた。

具体的には、世界食文化同好会は、各国料理を味わい、かつ、その際に勉強会を行う等の活動をすることで各国についての理解を深めていこう、という趣旨で設置されている。

また、外交問題法律研究部、農林漁業法律研究部についても、外部との意見交換や勉強会を開催しつつ、その立上げに向けた準備を継続している。

以上のとおり、国際チームは、大使館等との友好関係の醸成を中心として各種施策を行ってきた。

紙面の都合上、全てを紹介することはできなかったが、具体的な活動については、当会ウェブサイト  
に纏めてあるため、これをご参照いただきたい\*2。



\* 1：二次元コードのリンク先、URL：<https://www.toben.or.jp/members/kaimujouhou/digital.html>

\* 2：二次元コードのリンク先、URL：<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/houritsuservice/kokusai/pt.html>

## 大阪弁護士会 司法改革検証・推進本部との 2023年度意見交換会報告

司法改革総合センター副委員長 長井 真之 (55期)

### 1 はじめに

去る2024年3月16日、当会の司法改革総合センター（以下「当会司改センター」という）は、大阪弁護士会司法改革検証・推進本部（以下「大阪司法改革本部」という）との間で、毎年恒例の意見交換会を実施した。当意見交換会は、大阪と東京で交互に開催されており、当会司改センターと大阪司法改革本部の各委員のほか、両弁護士会の現執行部と次年度執行部が実際に顔を合わせて議論を交わし、懇親を深めることができる貴重な機会となっている。2023年度の意見交換会は、東京において、大阪弁護士会からの多数の参加を得て、昨年に引き続き実開催（オンラインとの併催）を行うことができた（両会併せて合計57名の参加）。なお、大阪司法改革本部からは、冒頭、2024年度より「司法改革」がその名称から外れ、「司法問題対策委員会」になる旨の披露があり、「司法改革」の取組みに一つの区切りをつけるということであった。



意見交換会会場の様子①

### 2 大阪司法改革本部報告・討論

大阪司法改革本部からは、「大阪弁護士会の民事司法改革（民事裁判IT化／AIとODR）及び刑事司法改革（刑事再審問題／台湾調査報告）への取組みについて」をテーマとして、概要としては次のような報告が行われ、それらに関する意見交換が行われた。



意見交換会会場の様子②

#### (1) 「大阪弁護士会の民事司法改革（民事裁判IT化／AIとODR）」について

民事裁判のIT化に関する概略のほか、オンライン提出システムの大阪地裁・大阪高裁における運用状況について紹介され、また、TeamsなどのITツールを活用することにより裁判実務がどのように変容しているかについて、大阪地裁の実践的な取組みとともに報告された。また、日弁連の実証事業として行われているODRについて、実際に実証事業のシステム開発・運営及びデザイン構築を担当している弁護士から、熱の入った報告をいただいた。いずれも、最新のトピックに関する、第一人者からの報告であり、圧倒される充実さであった。

#### (2) 「大阪弁護士会の刑事司法改革（刑事再審問題／台湾調査報告）への取組み」について

大阪司法改革本部では、過去にも海外視察調査を積極的に行っているところ、2023年9月に台湾を訪問して行った同国の再審法改正の経緯・取組みに関する調査についての報告がなされた。台湾においても70年以上に亘り再審法が改正されていなかったところ、一般市民の支援を原動力として、裁判官・検察官の反省・意識改革も経て、2017年に米国の例を参考に独立した第三者機関による審査が行われるようになった旨の経緯は大変興味深いもので、日本への示唆も含むものであった。日本の再審法改正の実現



大阪弁護士会の報告者から～日弁連  
再審法改正実現本部本部長代行／  
司法改革検証・推進本部 参与員  
鴨志田祐美弁護士

に向けた取組みについては、実際の再審事件の弁護団に参加する弁護士より、再審法改正の必要性のほか、国会や地方議会における改正に向けた最新の動向についても報告され、改正実現に向けての思いを強くさせられる、こちらも熱の入った、充実した報告であった。

### 3 当会司改センター報告・討論

当会司改センターは、「東京弁護士会の近年の弁護士自治への取組みについて」をテーマとして、概要としては次のような報告を行い、併せてそれらに関する意見交換を行った。

#### (1) 「東京弁護士会の近年の弁護士自治の取組み～歴史研究会を中心に」について

当会司改センターの弁護士自治ワーキング・グループの2023年度の活動について報告を行った。当会司改センターが当会執行部に2020年1月に提出した弁護士自治に関する意見書に沿って活動を進めており、土業ごとの懲戒制度の比較表を作成して当会ウェブサイトの会員ページに掲載



東京弁護士会の報告者から～司法改革  
総合センター副委員長 堂野達之  
弁護士

したこと、また、東弁歴史研究会の活動として、同研究会のメンバーが執筆しているLIBRAの「東弁今昔物語」が好評を博している旨や、史料室の設置を目指している旨、先進会員のインタビューを進めている旨、稀観本の紹介に向けての取組みなどの紹介を行った。

#### (2) 「新入会員の義務的クラス別研修科目への弁護士自治研修の導入」について

2023年度の同ワーキング・グループでの中心的な活動であった、新入会員向けの義務的クラス別研修科目への弁護士自治研修の導入に向けた活動について報告を行った。この活動も前記意見書において提言していたものである旨

のほか、苦心して作成されたテキスト案や設問案、講師の手控えとなる解説を紹介した上で、クラス担任や副担任経験者の参加を得て行った1回目のトライアル研修及び71期から75期までの若手会員の参加を得て行った2回目のトライアル研修のそれぞれの模様についても報告を行った。2024年秋から実際に8回目のクラス別研修の科目として導入されることが決まっており、大阪弁護士会の参加者からの高い関心と呼んだ。

#### (3) 「東京弁護士会公式キャラクターの製作の取組み」について

大阪弁護士会による公式キャラクター（リーガリユ）の製作の取組みを参考にし、また、同会の協力を得て実施した、当会の公式キャラクターの募集と候補作品に関する投票の取組みについて、報告を行った。結果の公表が数日後であったため、決定したキャラクターについては報告ができなかったが、今後の両会のキャラクターのコラボの構想などについて、参加者の関心と呼んだ。

### 4 まとめ

大阪司法改革本部の圧倒的かつ完成された報告に始まり、当会司改センターの歴史研究会や弁護士自治に関するクラス別研修の取組みに対する活発な意見交換や議論が行われたことにより、2023年度の意見交換会も、大変充実したものとなった。意見交換会後の懇親会も盛会のうちに終わり、やはりリアルでの議論・懇親・交流には代えがたいものがあると感じた。予定通りであれば2024年度は大阪での開催となる。この意見交換会を両会にとって有益なものとなる形で継続していくために、当会司改センターとして引き続き尽力していきたいと考える次第である。



意見交換会会場の様子③

## 東京レインボープライド 2024 フェスティバルブース出展報告

性の平等に関する委員会委員長 金城 美江 (67期)

### 1 イベント概要

東京レインボープライド（以下「TRP」という）は、特定非営利活動法人東京レインボープライドの開催する、LGBTQをはじめとするセクシュアル・マイノリティの存在を社会に広め、「性」と「生」の多様性を祝福するイベントで、アジア最大級のセクシュアル・マイノリティ関連イベントです。1994年に東京で日本初のプライドパレードが開催されたことを契機に、2012年から毎年開催されています。

TRP2024では、「変わるまで、あきらめない。」をテーマに、2024年4月20、21日に代々木公園でのプライドフェスティバル（のべ動員数120,000人／150,000人）と、21日の渋谷周辺でのプライドパレード（参加者15,000人／梯団数60）が実施されました。なお、4月19日から開催予定でしたが、強風のため急遽同日は中止となり2日間に縮小されたものの、のべ動員数・参加者数は過去最大でした。

### 2 当会の出展ブースの様子

性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティプロジェクトチームは、プライドフェスティバルのYellow28ブースに出展しました。昨年度に引き続き、東京三弁護士会多摩支部レインボーメンバーズにもご協力いただき、当会や多摩支部のセクシュアル・マイノリティの法的問題に対する取組みを広く来場者にアピールしました。ブースでは、当会の運営するセクシュアル・マイノリティ電話法律相談や多摩支部のレインボー相談のチラシ、当会の発出した意見書等とよくある相談例をまとめたチラシ（写真参照）を配布して当会の意見表明を広く周知するとともに弁護士へのアクセスを促しました。また、当会が出版したセクシュアル・マイノリティに関する書籍や、当委員会が毎年実施している公開学習会やSOGIに関する会長声明の紹介、当会へのメッセージを受け付けました。温かい反響にこの場を借りて御礼申し上げます。



配布チラシ（表面）

近時、セクシュアル・マイノリティに関する重要裁判例が相次いでいることから、来場者の関心も強かったように感じました。また、コロナ禍が落ち着いたことで外国人来場者も増えたように見られ、言語の問題も可視化されました。

同性カップルで参加している来場者も多く、チラシを2部渡そうとすると「1部で大丈夫です。一緒に見るんで」「私たち一緒に暮らしているんで1部で大丈夫です」と1部は辞退される方もあり、当たり前前の姿が当たり前のこととして存在するTRPならではの微笑ましい光景もありました。

「他の弁護士会でイベントを共催して好評だったので東京弁護士会でもどうですか？」と訪れた団体もあり、ネットワークの広がりもありました。

当委員会では、今後もセクシュアル・マイノリティの問題の取組みの拡充に努めます。

## 着実な会務運営を

副会長 二瓶 茂 (44期)

主な担当業務: 総会、常議員会、資格審査、懲戒、綱紀、総務、人事、入退会、司法協議会、選挙管理、職員人事・労務関係、人権賞等



### 温かく受け入れていただいて感謝

東日本大震災の年に日弁連事務次長に就任して16階で執務させていただいて以来、約11年振りの弁護士会です。

「またここに来てしまった」という気持ちを持ちつつ仕事を始めましたが、皆様に大変温かく受け入れていただき、安心しました。

13年前は大変混乱しており、就任早々被災地への出張を繰り返し、落ち着いて仕事をする暇もないまま、日々動き回っていましたが、その経験からしますと、大変穏やかに引き継ぎをしていただき、4月より6階にて仕事をしております。

前任の役員や職員の皆様、委員会の方々に親身にご指導をいただきながら、業務を開始できましたことに感謝しております。

### 明るい役員室

本年度の役員は、上田会長を中心に会務経験も豊かな持ち味抜群の6名の副会長と監事2名で構成されていますが、会長のお人柄を受けてか大変明るい面々が揃いました。

私も含めて地声の大きな役員が複数名おりますことから、役員室は何時もにぎやかで、時に笑いを交えながら活発に議論をして、協力しながら仕事をしております。

ですから、6階の役員室に行くことが苦にならず、朝早くから出勤し、滞在時間も長くなっております。

### 心配性な私

近時の私はかなりの心配性で、色々と考えては一人不安になっています。心配ばかりしておりますと精神的に厳しいので、「楽観的になろう」とは思うのですが、

そう思うとまた心配になってくるという悪循環に陥っています。

会務では、日々新たな課題が生じ慎重な対応を求められますが、私の心配性も、もしかしたらそうした対応の際にお役に立てるかもしれないと考えております。

明るい役員室で、心配しながらも充実した日々を過ごして参りたいと思っています。

### 本年度の会務の課題

本年度は、2028年に迫る基幹業務システムの大改修を踏まえてのデジタル化基本計画の実施や弁護士会館の30年目の改修に備えた各種の課題に取り組む必要があるとともに、本会運営のために必要な支出を行いながら、会員が生き生きと活躍し、職員にとっても働き甲斐のある職場環境を構築すべく、引き続き持続可能な財政規律を確立していかなければなりません。

### 着実な会務運営を

私ども役員が今後取り組んでいかなければならない課題は極めて多く多種多様なものがありますが、一つ一つの課題をこなし、当会の更なる発展に寄与していきたいと考えています。

副会長に就任させていただきまだ僅かな期間しか経過しておりませんが(5月14日現在)、当会が全国の単位会のリーダー的な存在であり、会務活動のあらゆる面で他会の牽引役を担っているというレガシーを長い歴史のなかで脈々と築いてきたという事実を再認識しました。

150周年に向けて、こうした会のレガシーを守りさらに発展させるために、会務の運営に着実に取り組んで参ります。

ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。



## 第29回 2023年度沖縄調査報告

人権擁護委員会委員長 木村 英明 (46期)

2024年2月16日から18日にかけて、9名の会員による人権擁護委員会沖縄調査が実施された。

沖縄調査は、日本の国土面積の0.6%にすぎない沖縄県に在日米軍基地の70%が偏在していることによって生じる問題を東京の人々に正確に伝えることを目的としており、沖縄の過重な基地負担や基地被害による人権問題の解消及び日米地位協定の改定のための当会の取組み（2022年5月15日会長声明）の一つである。

## 沖縄県庁

16日は、沖縄県庁において辺野古新基地建設問題対策課と沖縄県議との意見交換を行った。

対策課との意見交換においては、まず県職員から工事の現況、公有水面埋立変更の不承認に関する訴訟の経緯、国連人権委員会における県知事のスピーチ、全国知事会における裁定的関与\*1の見直しなどの説明を受けた。その後、当委員会沖縄問題対策部会の藤川元・部会長を中心として、辺野古埋立に使われる土砂に戦没者の遺骨が含まれている可能性が大きいことについての県の考え方などについて質疑応答がなされ、辺野古の問題が、決して沖縄だけの問題ではなく、全ての国民に関心を持ってもらう必要があるという点で意見が一致した。

その後、仲村未央県議との意見交換では、沖縄県の敗訴が続いている裁判への失望、沖縄振興予算のうち国直轄事業の割合が30%（2013年度）から46%（2023年度）へと増え、国の方針に従う地区に配分されること、遺骨の混じる土砂を埋立に使用することに関する県条例を検討中であること、戦没者の遺骨の中には沖縄に派遣されて死亡した他県の兵士の遺骨も含まれており、沖縄県民だけの問題ではないことなどの詳細な説明があり、沖縄の問題に県外で関心を持ってもらうことが、県民を勇気づけるとのことであった。

## うるま市

17日は、2023年度松田純一会長も参加して現地視察を行った。当日は沖縄平和市民連絡会の北上田毅氏の案内で基地問題の現場を貸切バスで巡った。

地对艦ミサイルの配備が計画されている陸上自衛隊勝連分屯地では、当日も建設工事中であり、ミサイル配備から命を守るうるま市民の会の宮城英和事務局長から、保安林の指定が解除されないまま施設が建設されたこと、基地の間近に住宅や県立高校があること、3月に弾薬等の搬入が予定されていることなどの説明を受けた。

次に訪れた旧東山カントリークラブは、住宅地にある閉鎖されたゴルフ場跡地で、ヘリの離発着やミサイル発射機の展開などの訓練施設として国が買収しようとしている所である。自衛隊訓練場設置計画の断念を求める会準備会の伊波洋正事務局長から、閑静な住宅地の生活環境破壊の恐れ、隣接する県立石川青少年の家には年間4万人の利用者があり、自然体験などの屋外活動が活発であること、高圧線も近くを通っていることなどから、訓練場には適していないとの説明があった。防衛局が説明会（対象地域が限定されたことも批判された）を開いたものの、これまでの他の基地でのなし崩し的な運用拡大から、現地では説明が全く信用されていないと感じられた。

## 名護市辺野古

瀬嵩灯台跡展望台から大浦湾の基地建設予定地を見た。当日は工事が休みであったが、その広さと地盤の脆弱さから、巨額の工費がかかり工事が難航することが予想された。

最後に、埋立用の土砂を集積し搬出している安和と塩川の事業所を視察した。多数のダンプが出入りしており、数名の市民が、プラカードを掲げて反対運動をしていた。県外の人が来て、関心を持ってきていることを知ると力になるとのことであった。

東京では報道されることが少なく、市民の関心も低い沖縄の問題が、沖縄の人々にとっては、生活に直結する切実な問題であることが肌で感じられた。

国が沖縄で行っていることが本土において行われぬという保証はなく、今後も当委員会では、沖縄の人権問題が他人事ではないという意識を強く持って活動を継続していく\*2。

\*1：裁定的関与 地方自治体が行った処分について、審査請求の手續を通じて大臣が関与するもの。辺野古の埋立に関しては、沖縄防衛局が国土交通大臣に対してなした審査請求において、同大臣が、県知事の処分を取り消す裁決をすると同時に変更承認処分を求める勧告をした。後日、同内容の是正の指示も行われた。

\*2：2月17日には県知事と防衛大臣の会談が沖縄県庁で行われ、同日われわれが視察したゴルフ場跡地の訓練場建設計画について、県知事が反対を表明した。当会がうるま市内を視察した記事が、2月18日付け沖縄タイムスの社会面に掲載された。4月、計画が白紙に戻されることになった。

# 憲法訴訟のいま

## 第2回 第三次選択的夫婦別姓訴訟の主張概要と 提訴に至る経緯

選択的夫婦別姓訴訟弁護団長・会員 寺原 真希子 (52期)



### 1 提訴

2024年3月8日、10名の原告（事実婚カップル4組・法律婚カップル1組）が東京地裁に、2名の原告（事実婚カップル1組）が札幌地裁に、国を被告として、婚姻をするために夫婦のいずれか一方が氏を変更するか、あるいは夫婦の双方が氏を維持するために婚姻を諦めるかの二者択一を迫る現在の夫婦同氏制（民法750条、同739条1項及び戸籍法74条1号）の憲法・条約違反を問う訴訟を提起した。

婚姻に際して同姓か別姓かを選べる制度（選択的夫婦別姓制度）を求めるもので、当弁護団が2011年に提起した第一次訴訟、2018年に提起した第二次訴訟に続くものとして、「第三次選択的夫婦別姓訴訟」と呼んでいる。

### 2 主張及び請求の概要

氏名は、社会の中で個人を他人から識別し特定する機能を有するとともに、自分という存在、つまり個人の人格の象徴となっている。一方、婚姻は、身分関係を法的に形成し公証するとともに、様々な法的効果や社会的承認を伴うものであって、個人の幸福追求や人格的生存における重要な基盤の一つとなっている（日本社会において重要な制度として定着していることを踏まえた位置付けであって、「婚姻＝幸せ」との価値観を絶対視するものではない）。

そのように重要な氏名を構成する氏と、同じく重要な婚姻とは、本来トレードオフの関係になく、日本以外のすべての国においては両立可能である。にもかかわらず世界で日本だけは、片方を取ると片方を諦めなければならない仕組みとなっているのであって、そのような二者択一を迫ることに合理性はないという主張がこの訴訟の核心である。

そのような核心を踏まえ、具体的には、原告・弁護団は以下の憲法・条約違反を主張している。

#### ① 「氏名に関する人格的利益」の侵害としての憲法13条違反

婚姻するために氏を変更すると、個人の特定・識別機能が侵害され、婚姻前の氏で築き上げた信用・評価・キャリアが毀損され、アイデンティティの喪失感を生じさせる。

#### ② 「婚姻をするについての自律的な意思決定」の侵害としての憲法24条1項違反

二者択一という不合理な条件を突きつけられた状態で行う婚姻するか否かの意思決定は自律的になされているとは言えない。

#### ③ 「個人の尊厳と両性の本質的平等」の侵害としての憲法24条2項違反

氏名や婚姻に関する重要な権利・利益を制約する夫婦同氏制は個人の尊厳を侵害するものである。また、95%もの夫婦において女性が氏を変更していることから、改氏による不利益は女性に偏っており、「婚姻したら夫の氏を名乗るもの」という男女不平等な経験則・価値観が再生産される結果、夫婦間の平等な協議が阻まれているのであって、かかる状況は両性の本質的平等に反する。

#### ④ 「婚姻の際の氏の選択における夫婦の同一の権利」等を保障する女性差別撤廃条約及び自由権規約への違反

これらの憲法・条約違反を基礎として、原告・弁護団は以下の請求を立てている。

#### ① 「原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る地位にあること」の確認を求める地位確認請求（主位的請求）

#### ② 「被告が、法改正しないことにより、原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻することを



提訴行動

認めないこと」が違法であることの確認を求める違法確認請求（予備的請求）

### ③ 原告らが被っている損害の賠償を求める国家賠償請求

弁護団としてはいずれの請求も認められて然るべきと考えているが、判決の中で夫婦同氏制が憲法ないし条約に違反することが明示されれば、国会は実質的に法改正を迫られることになるため、本訴訟の主眼は、憲法・条約違反を判決において明らかにする点にある。

## 3 提訴に至る経緯

夫婦同氏制については、最高裁大法廷平成27年12月16日判決（最高裁民事判例集69巻8号2586頁。以下「2015年最大判」という）及び最高裁大法廷令和3年6月23日決定（判例時報2501号3頁。以下「2021年最大決」という）が合憲と判断しているが、いずれも同制度に問題がないとしたものではない。最高裁は、同制度によって婚姻を諦めざるを得ない人々がいること、婚姻による改氏で不利益を被っている人々がいること、そのような不利益が実際には女性に偏っていて実質的に男女不平等な状況が続いていることを指摘しており、その解決を立法機関である国会に委ねた。

しかし、2015年最大判から8年以上が経過し、2021年最大決から3年が経過しようとする現在においても、残念ながら国会において選択的夫婦別姓制度の導入に向けた具体的な動きはみられない。

他方、その間も社会は刻々と変化し、晩婚化や共働き世帯の増加等によって婚姻前の氏を使用し続ける必要性は高まり続け、世論調査における選択的夫婦別姓制度への賛成割合は7～8割にものぼり、地方議

会から国会に対する法改正要望意見書の数は増え続け、国連の人権機関は日本に対して繰り返し法改正を勧告しており、2024年1月には経団連が政府に対して法改正を要望するに至っている。

このような社会の変化と、国会に期待することが出来ないという現実を踏まえると、司法が夫婦同氏制を憲法・条約違反だと判断すべき必要性は、第一次・第二次訴訟の際と比較しても一層強いものとなっている。

これは政治問題ではなく、氏名や婚姻に関する権利・平等・個人の尊厳という基本的な人権が侵害されている人権問題である。この人権侵害を今度こそ司法によって食い止めるべく、第三次訴訟を提起したものである。

## 4 今後の展開

第1回期日は2024年6月27日と指定された。今後、弁護団としては、社会の変化のほか、婚姻前の氏の通称使用では解決しないこと、夫婦同氏制の二者択一構造が氏や婚姻にかかる自律的な意思決定を困難にしている事例などを具体的に主張・立証していくことになる。訴訟の資料や進捗は、公共訴訟プラットフォームCALL4のウェブサイト及び「別姓訴訟を支える会」のウェブサイトにおいて公表している。

夫婦同氏制においては婚姻の可否が同氏とするか否かという点で線引きされているところ、それは「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む」という婚姻の本質（最高裁昭和62年9月2日判決民集41巻6号1423頁）と無関係である。裁判所には、「家族の形が多様であることを想定し容認する民法の寛容な基本姿勢」（2021年最大決の宮崎裕子裁判官・宇賀克也裁判官の違憲意見）を踏まえた判断を期待したい。

# 経験者に聞く 弁護士任官 —Season2—

## 第1回

### 新たな裁判官像を作る思いを持って弁護士任官を

元東京高等裁判所判事・第一東京弁護士会会員 菅野 正二郎 (43期)

## 1 はじめに

私は、当事者法曹としての経験を裁判官として生かせればとの思いから、50歳を機に2009年4月に任官しました。その後、東京高裁を皮切りに、名古屋、横浜、新潟（部総括）、立川（部総括）の各地裁や2度目の東京高裁を含め、約14年余り裁判官として勤務し、2023年6月をもって定年退官して現在は再び弁護士登録をしております。私の弁護士任官に対する思いについては、名古屋地裁勤務当時、「自由と正義」の2013年2月号「弁護士任官の窓」において、「弁護士任官者としての謙虚さと自負の気持ちを」というタイトルにて発表していますが、裁判官を退官した今、その後の経験等を踏まえ、改めて民事裁判官の実情や弁護士任官への思いについて若干述べたいと思います。

## 2 民事司法の現状と 弁護士任官について

民事訴訟法の改正やIT化も相まって、民事裁判は現在変革期にあると思われれます。しかし、代理人の出廷の有無等訴訟の形式的な手続が変わったとしても、民事訴訟の根幹である紛争解決の本質には大きな変化はなく、むしろ、民事裁判が裁判所と訴訟当事者の協働作業である以上、各裁判官は、訴訟運営においていたずらに形式論や裁判所としての権威に頼ることなく、審理内容・運営において訴訟当事者を実質的に引っ張って行く能力がこれまで以上に要求されているものと思われれます。その意味で、

代理人弁護士として当事者と向き合ってきた数々の経験を持つ弁護士任官者が裁判官として民事訴訟を運営していくことは、今後の民事訴訟の在るべき姿に適うものであると考えております。

## 3 裁判官としてのやりがい及び 心掛けるべき点について

民事裁判官のやりがいや日々の活動について、私は、「自由と正義」の上記論稿において、「裁判所の仕事は、紛争の解決であり、裁判官の仕事は徹頭徹尾事件に向き合うことだと考えています。弁護士の場合、依頼者を通して事件を把握するため、ともすると、依頼者との関係から紛争解決の観点からは必ずしも望ましくなくとも主張せざるを得ないことがあり、また、依頼者との報酬関係は常に悩ましい問題です。これに対し、裁判官の場合、これらの点から解放されつつ事件に向き合い紛争解決に没頭できる点は大きいと思います。また、事件処理や知的作業以外の雑事に取られる時間は弁護士時代に比し、格段に少なくなります」「他方、処理すべき事件の数は、弁護士時代に比して格段に多く、毎日数々の事件に向き合っ格闘する日々が続くことも事実です」と当時の認識・思いを記しておりました。

かかる状況は、結局退官の日まで続きましたが、事件と向き合うという観点からすると、地裁の民事裁判官は日々一人当たり百数十件程度の未済事件を抱えながら勤務しています。そのため、事件処理の効率性を求める余り、事件によっては、判断が形

式化しその事件独特の問題点を見落とす等徹頭徹尾事件に向き合う姿勢を崩していないかが問われる場合があります。また、裁判官は当事者の主張がなければ事件の細かな背景等を知らないこともあり、事件の背景や問題点に対する想像力が欠如したまま審理運営が行なわれるような場合も否定できません。その意味で、当事者法曹としての数々の経験に基づき事件に対する様々な想像力を有するような弁護士任官者が、徹頭徹尾事件に向き合い、自身のエネルギーを最大限注力して事件を処理することの意義は極めて大きいと思われます。ちなみに、徹頭徹尾事件に向き合うという姿勢は、当事者法曹としての経験を裁判官として生かすという私の任官目的や目指すべき自身の裁判官像とも重なっていました。かかる点が結局最終的にどの程度達成できたかはともかく、その思いは退官の日まで変わりありませんでした。

#### 4 弁護士任官者が 努力ないし研鑽すべき点について

弁護士任官者については、ともすると一般の裁判官に比べ判決起案能力が劣るとの厳しい意見を耳にすることがあり、この点は謙虚に受け止める必要があると思います。私自身、最初の高裁時代、部長や他の陪席裁判官から学んだ書式や表現等をまとめたオリジナルの判決起案ファイルを日々作成し、単独事件を初めて担当した名古屋地裁当時は、これらを何度も見返しながら判決起案をしていたことを覚えています。このような点のみならず、判事補経験のない弁護士任官者は、他の一般裁判官に比して裁判官としての経験が様々な点で不足していることは否めない事実です。しかしながら、この点は、

弁護士任官である以上ある意味当然のことであり、私自身の経験も含め、自己に不足している点を客観的に認識し、これを補うべく日々積極的に努力をする強い気持ちさえあれば決して克服できない課題ではないと信じております。

#### 5 転勤について

裁判官は2～3年毎に転勤することが想定されており、転勤は、弁護士任官に当たっての最大の障害かもしれません。しかし、私自身名古屋や新潟は単身赴任生活でしたが、当該地域との交わりや周辺の旅行等を含め、各地で勤務したことは私の人生の中の思い出深き事柄の1つとなっており、今では、転勤生活を味わえることが裁判官の楽しみの1つであったとすら思っています。

#### 6 最後に

司法改革の一端としての弁護士任官制度は、その後必ずしも順調に任官者を増やしているとはいえませんが、実情であると思われます。

しかしながら、上記のとおり、弁護士任官者の当事者法曹としての様々な経験を始め、これに基づく当事者とのコミュニケーション能力や当事者に対する説得力等は、裁判官に必要な資質・能力とも重なっており、その意味で、弁護士任官を志す方は、自分こそが弁護士任官者としての新たな裁判官像を作り上げるとの強い思いを持って、任官をされることを望む次第です。

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 番外編 「法服」から垣間見える風景

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 田中 みどり (47期)

1 当会の創立は明治13(1880)年。令和12(2030)年には創立150周年を迎えます。幸いなことに戦火の被害を免れた当会にはいわゆる「オタカラ」があります。その一つである「法服」についてご紹介します。

2 明治期は司法制度の確立に向けて様々な制度が整えられてきましたが、明治22(1889)年2月11日に大日本帝国憲法が公布され、その翌年に制定された「裁判所構成法」を判事・検事・裁判所書記の「制服」及び弁護士「職服」の法的根拠として、「制服」については明治23(1890)年、弁護士の「職服」は3年遅れて明治26(1893)年に制定されました。法服(制服・職服)は、東京美術学校(現・東京藝術大学)黒川真頼教授が考案し、法曹の威厳を示すため聖徳太子図像をもとに、西欧の法服を参考にして和洋折衷の独特なものとなりました。

3 当時の法服は、通常の洋服の上に、上衣をまとい、帽子をかぶるタイプです。いずれも色は黒色・生地は材質は自由・上衣は唐草模様デザインですが、判事・検事には皇室の紋であり官吏を表す標章でもある桐花も刺繍されています(桐花紋の個数によって等級を示す)。

判事と検事の法服デザインが同一で弁護士だけが異なるのは、現在のような弁護士と検事が対等に対峙する当事者主義ではなく、職権主義であったからです。たとえば、当時の法廷では、壇上の判事の隣に検事と書記が横並びで着席し、弁護士の席は一段低い場所におかれていました。

ちなみに、判事の深紫は「尊厳」、検事の深緋は「偽りのない心」、弁護士の白は「潔白」を表すのだそうです。



矢吹元会長の法服用写真

4 判事・検事でさえも法服は官給ではなく、それぞれ自前でオーダーをする必要がありました。「貧しい判事の妻が自ら仕立てて、胸飾りを手刺繍して誂えた」とか、弁護士の法服が導入された頃である明治26(1893)年4月20日付読売新聞の記事によると、「法服一式の代価は上等なものは20円、下等は8円位で、

最も注文が多いのは12円の品であるが、中には帽子も含めて4円で済ました者もいる」とか。



当時の法服誂え広告  
(明治35年6月23日発行 法律新聞)

実際、当会にある法服を観察すると、胸のデザインの高さや刺繍に個体差があるのが興味深いです。

5 法服の制度は、昭和22(1947)年4月に裁判所構成法が廃止されて根拠を失いましたが、新しく制定された裁判所法に制服の定めがなかったため、任意で着用継続する者もいたようです。最終的には、昭和24(1949)年に最高裁が「裁判官の制服に関する規則」を定め、裁判官と書記官のみが現在のガウン式の法服を着用することになりました。

6 NHK朝ドラ「虎に翼」のメインビジュアルである主人公・寅子の法服姿を目にした方も多いと思います。きりっとしたポートレート写真ですが、この印象的な法服は、昔のデザインを参考にしつつ、ストーリーからインスパイアされた様々なアイテムを描いたオリジナルだそうです。

7 昭和8(1933)年の弁護士法改正により女性も弁護士になることができましたが、女性が判事・検事になることが認められたのは、それよりずっと遅く、昭和24(1949)年です。旧憲法時代の判事・検事は、民間人である弁護士よりも社会的地位が高かったためです。寅子たちは、このような女性差別に立ち向かっていきました。

もとより弁護士は、国家の三権の一翼である司法権に直接関わるものです。弁護士(会)の歴史を概観すると、寅子たちの足跡には、官尊民卑の打破の歴史という側面もあるような気がしてなりません。

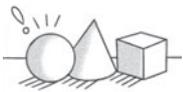
### ※参考文献

・異形の装束～明治期の擬装束～

<http://www.kariginu.jp/kikata/igyou-syouzoku.htm>

・昭和女子大学光葉博物館所蔵「弁護士の法服」について  
安蔵裕子 学苑・近代文化研究所紀要 No.887 62～73頁(2014・9) 他

# 役立つ！ 会務活動



vol.18

## 伝わることの嬉しさ (法教育委員会)

会員 木下 圭一 (67期)

法教育委員会では、小学生から大学生を対象に、刑事裁判傍聴、模擬裁判、職業紹介等の授業を実施しており、登録後10年前後までの若手委員が活動の中心を担っている。私も2023年度委員長を務め終えたばかりである。他方で、20年、30年と法教育に携わっておられる委員も多く、生徒に伝えることの難しさ、醍醐味を共通項に、修習期を問わず幅広く交流できる委員会となっている。

学校の雰囲気はまさに千差万別であり、当日教室に入るまで全く分からない。何回学校に行っても教室まで移動する際の緊張感は変わらない。ほとんどの学校は興味津々に出迎えてくれるが、ときになかなか難しい学校もある。それでも学校に行くのは、生徒に伝えるため、また生徒の反応が瞬時に直接伝わるからである。

生徒が授業に真剣に取り組み、充実した時間となったときの喜びはひとしおであるが、さらに数年後、弁護士になったとの報告がされることがある。私も今年、授業を担当した学校の教諭から4月から法科大学院に進学するとの報告を受けた。

リベラルアーツを取り入れているある高校は毎年裁判傍聴を実施しているが、コロナ禍により刑事裁判の概要説明と職業紹介に変更された年があり私が担当した。生徒の興味、意欲は極めて高く、質疑



応答は例年以上に白熱し、時間を延長したほどだった。その3年後、担当教諭からあの時間に触発され法科大学院に進学したとの報告を受けた。生徒ではなかったが、やはり伝わるということは嬉しいものである。

法教育委員会による授業の積み重ねが着実に裾野を拡げてきたことは間違いない。生徒にも、委員にも、当会にとっても意味のある活動として法教育授業が継続・拡大できるよう、ご理解、ご支援をいただければ嬉しいかぎりである。



こちらから読んでね

### かっこいいスイカ



# わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

63期(2009/平成21年)

## 東海の小島の磯でたはむれた日々

会員 安齋 瑠美 (63期)

2009年の秋、修習地が函館と決まってすぐに、函館地裁の総務課から自宅に電話がかかってきた。「こちらは寒いから、暖かい格好をしてきてくださいね」と、北国のイントネーションを含んだその柔らかな声に、知らぬ地での新生活の不安も和らぎ、これから始まる修習生活にポッと期待の火が灯ったような気分になったことを今でも覚えている。

### 小さな街の熱い、厚い修習

当時函館に配属された修習生は12名。地元出身者はゼロ。新試験の修習生は我々が初めてであった。

裁判官は、所長に加え民刑1部ずつで計7人。検事も検事正から6席まで計6人。

函館弁護士会は、当時登録会員30名弱と、全国で最も少人数の単位会であった。

必然的に、どの修習で見るとも担当するのは顔見知り。同じ事件を裁判所から見たり、代理人側から見たりすることもあったが、今考えれば貴重な体験であった。

どの修習先においても、修習生に対する指導は熱心で手厚い。仕事は毎日間近で見せてもらえたり、本来の修習カリキュラムに入っていないものも、興味があるといえれば可能な限り見せてもらえた。起案も丁寧に添削してもらった。書記官、事務官、弁護士事務所職員も含め、誰もが皆修習生を育てようという気概を持っていた。法曹関係者だけでなく、新聞社や警察にも出向き、街の取材や交通違反の取締りに同行させてもらったこともあった。

昼の修習のみならず、夜も検事や裁判官・弁護士のご自宅に招かれたり、ご家族含めて地域の行事と一緒に参加したりと、公私にわたって一緒に楽しませていただいた。

修習時代は、函館の街全体に育ててもらったようなものだと思っている。

### 函館グルメ

函館修習の思い出でもう一つ忘れられないのはグルメである。

ご承知の通り、函館は美味しいもので溢れている。弁護士がグルメに精通しているのはもちろん、裁判官も検事も、限りある任期の中でできるだけ美食を楽しもうと熱心な方が多く、私はその情報を積極的に吸収しようとする修習にもよく励んだ。

我々修習生は、多くはない給与でいかに多くの函館グルメを満喫できるか考え、12名それぞれの誕生日会と称し、毎月1回、名店でランチ会を開催することとした。名だたる有名店や隠れた穴場など、いろいろな店の味を堪能した。当時は誰も車を持っていなかったため、集合はみな自転車である。30歳前後の男女がわらわらと自転車で集まり、集団でウキウキと店へ移動する姿は、今思うと少し滑稽だが楽しい思い出の一つである。

### 啄木も愛した風景

ちなみに、タイトルの「東海の小島」とは、私と同じく函館を愛してやまない石川啄木が、函館のことをうたったもので、「磯」とは当時私が住んでいた大森海岸のことである（諸説あり）。啄木は泣きぬれて蟹と戯れていたが、私はよくウォーキングしていた。当時はなかなか修了後の勤務先が決まらなかったり、起案や二回試験の不安があったり、多少の憂鬱はあったものの、大森海岸で海とアヒルが伏したような形の立待岬を眺めながら同期とおしゃべりしていれば、そんな不安はどうにでもなるように思えた。

今、啄木は遺志によりその立待岬に眠っている。函館にいらした際は、函館山の夜景だけでなく、ぜひ啄木の墓も訪ねていただきたい。なるほどこれが啄木の欲した風景かと思わず唸る、函館を一望できる絶景が広がっている。

## 頼りになる街弁を目指して

会員 竹之下 真穂

### 1 はじめまして

昨年12月に一斉登録をしたばかりの76期です。この原稿を書いているのは、2024年4月上旬で、事務所に入所してからちょうど3か月がたつところですよ。

私は、大学卒業後社会人を経て、弁護士になりました。

20代の終わりに、アメリカのロースクールに留学する機会があり、ニューヨーク州弁護士資格取得後も、日本でサラリーマンとして法務部・コンプライアンス部で勤務してまいりました。会社員時代は、株主総会の事務局、日英の契約書チェックなど、一般的な法務部業務全般に従事しておりました。法務部の一員として、外部の弁護士に専門分野について依頼し、とりまとめていくというのも、それぞれの専門分野で活躍されている弁護士の方々と関わることができ貴重な経験でした。

司法試験を目指したのは、日本に住んで生活する中で、身近で困っている人の助けになりたいと考えたとき、日本の弁護士資格がないと、法的支援をすることが難しい状況に度々直面したからです。

その他にも、私自身、幼少時に海外に住んでいた経験や、関わってきたボランティア活動などを通して、日本に住む外国人の方への法的支援にも関心があり、弁護士資格があれば、できることが増えるのにもどかしさを感じていました。

そういった経験を通して、より身近で法的支援を必要としている人たちのサポートができるようになりたいと思い弁護士になりました。次世代に平和と希望をつなげていけるような、頼りになる街弁になることが目標です。

### 2 念願の弁護士になって

現在の事務所に入所してから、興味があった家事事

件の分野で、離婚事件や相続事件に関わったり、それ以外にも弁護士の業務の幅広さを知る良い機会となる事件にも関わらせていただいております。

また、外国人事件についても、事務所外の弁護士の方々と一緒にさせていただくことができ、依頼者の方のお話を聞き、何がポイントかを教わりながら、体当たりで奮闘しています。

つい数か月前には想像もしていなかった素晴らしい弁護士の方々と一緒にさせていただく機会に恵まれ、心から感謝するとともに、少しでも周りの方々のようになりたいと日々思いながら過ごしております。

他にも多くの活動や勉強会などに参加する中で、新人を育成し、見識を広められるようにとお声がけくださったたり、アドバイスをくださる熱意ある弁護士の方々にお会いする機会をいただき、私も今の熱い気持ちを持ち続けて、経験を積んでいきたいと身が引き締まります。

### 3 趣味

趣味は、美味しいものを食べることに、特にスイーツは和洋どちらも大好きです。また、大学時代はゴルフサークルに入っており、最近再開したので、これを読んでもくださっている会員の方々とどこかで一緒にできたらうれしいです。

### 4 さいごに

頼れる街弁になることを目標に、これからさまざまな事件を経験していき、一つ一つしっかりと学んでいきたいです。

今後とも、ご指導ご鞭撻賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 『シティ・オブ・ゴッド』

2002年／ブラジル／フェルナンド・メイレレス監督作品

### 鶏から始まるギャングストーリー

会員 林 美桜 (72期)

この映画は、鶏から始まる。

足を紐で繋がれ、今にも調理されようというところで一羽の鶏が脱走する。逃げる鶏。それを無邪気に追う銃を持った子どもたち。鶏を追った先に、突如現れる警察。子どもたちと警察が銃を向け合う。間に挟まれた鶏、そして主人公。

この、何が起きているか分からないが何かが始まるワクワクがたまらなく好きで、私は何度もこのシーンを観てしまう（「TENET」冒頭3分も同様の理由で何十回と観てしまっている）。

本作は、鶏「大脱走」物語ではなく、ブラジルのリオデジャネイロ郊外にあるスラム街、神の街（シティ・オブ・ゴッド）で生きる子どもたちの話である。神の街では、子どもが当然のように銃を持ち、強盗をし、コカインを吸う。そんな神の街に、ギャング3人組がいた。最強と思われた3人であったが、モーターの襲撃事件をきっかけに、彼らの時代はあっさり終わってしまう。次に現れたのは、3人組から蚊帳の外として扱われていたリトル・ゼであった。

リトル・ゼは、その野心と残虐さを武器に神の街の中でのし上がって行くが、敵対するセヌーラとの抗争が激化し、煉獄だった神の街は地獄となった。血で血を洗う抗争や幼い子どもたちが殺し合いをする悲惨なストーリーが描かれているが、陽気な音楽と湿度が低く彩度の高い映像とともに軽快なテンポで進むため、見入ってしまう。

私は、マフィア・ギャング映画が好きなのだが、

「ゴッドファーザー」でも、「スカーフェイス」でも、「グッドフェローズ」でも、彼らの世界にはルールがあり、ルールのもとで社会が成り立っている。

しかし、本作の子どもギャングたちにはルールがない。スカしているだけでも殺す理由になる（原則的に一般人は殺さないというルールがあったが、すぐに例外が原則になった）。その無秩序さが本作の衝撃度を増している。

最後まで観賞し「あー楽しかった」と思ったところで、エンドロールで流れるニュース映像と「事実に基づいた物語」の字幕にハッとさせられる。本作は、ブラジルのスラム街「Cidade de Deus（ポルトガル語で「神の街」）」で生まれ育った作家が自身の経験をもとに書いた小説を原作としており、実話に基づく作品なのである。キャストも、一部の役者を除き、スラム街で暮らす人々約200人に演技指導をし、アドリブメインの演技を撮影している。本作で描かれている悲惨なストーリーは誰かにとっての現実なのである。それを手放しで楽しんでしまったことに罪悪感を覚えるが、普通は目を背けたいくなる現実でも見入ってしまうところが映画の良いところでもあり、また、本作が傑作と言われている理由であるとも感じる。

私は初めて本作を観た後、あまりの衝撃にしばらく呆然としてしまった。本作の面白さは私の稚拙な文章では到底表現しきれないが、ぜひ多くの方に観てほしい。また、執筆にあたり「心に残る映画」を1本に絞れず、文中に無理矢理引用している。どれも名作であり、ぜひご覧いただきたい。



# 心を突き動かす、心に刻み込む。 じっちゃけプルトラ!

会員 秋葉 浩子 (73期)

## 1 ある研修受講者(架空)の手記

その日は清々しいほどの快晴だった。10分ほど前までは、研修を指導する弁護士が、会議室前方のスクリーンに映し出された研修スライドを示しながら、裁判例や実際の対応におけるポイントについて解説していた。基礎知識の解説パートが終わり、今まさに学んだ知識をもとに、他の受講者とともにグループワーク課題に取り組んでいたところ、指導弁護士から、グループワーク課題の追加設問の1つとして、研修実施協力者である同僚社員2名による芝居を見て、実際の対応における問題点を検討するよう指示があった。対応が難しい案件に関する研修である。実際の案件でも学んだことを活かせるよう、集中して学ばなければ。自分と同じような気持ちで受講しているであろう周囲の受講者も、真剣に当該同僚社員2名を注視しており、あたりには緊張感が漂っていた。

芝居の途中、役を演じている同僚社員の1人が「何だったかな。私も当時酔っていて、Aさんの発言内容をよく覚えていなくて。1、2とか急に数を数え始めて、その後何か叫んでいたような」と困った表情を浮かべた。すると、芝居の冒頭から魂を込めた演技をしていた、もう1人の同僚社員が、おもむろに口を開き、言葉を放った。「もしやAさんはこう仰ったのではないですか。元気があれば何でもできる。1…2…3…! ダーッ!!!」

響き渡る声に、一瞬、静まり返る会議室。その一瞬の後、会議室には、笑いを堪えきれなかった自分と仲間たちの姿があった。

## 2 ある73期(実在)の弁解

「一体、自分は東京弁護士会が発行するLIBRAで何を読まされているのか」と困惑された方がいらっしゃるかもしれないが、ここまで読んで下さったのであれば、もう少しだけお付き合いいただけると大変

嬉しい。

上記手記は、実際に私が弁護士として実施した、ある企業における研修の内容や、研修後のアンケート結果をもとに、架空の「ある研修受講者」になりきり、心情面のみ、創作したものである。つまり、同研修中、心優しい研修実施協力者2名に演技をしていただき、途中、大変有名な上記台詞を大声で発してもらったシーンがあったということである(なお、ここだけを切り取ってお伝えすると、ふざけた研修を実施したのではないかと誤解されるおそれが大いにあるところ、複数名の大変良識のある関係者(ベテラン弁護士を含む)に予め台本をご確認いただき、当該台詞を入れた理由についてもお伝えしたうえで、研修を実施したという点につき念のため、ここで付言する)。

実は、社内研修の内容を検討し始めた初期の段階から、研修実施協力者に当該台詞を発してもらおうと思っていた。学ぶ過程はなるべく楽しくした方が、受講者の心を動かし、その心に残る研修となると考えたからである。

## 3 まとめ

残念ながら、私と「あなた」は別個体であるため、私が伝えたいことが正確には「あなた」には伝わっていないかもしれない。それでも、伝える努力は今後もしていきたいし、単に伝わるということを超えて、楽しく伝わったのなら、欲を言えば、「あなた」の心を突き動かす、心に刻み込む何かが伝わったのなら、それは私にとってとても幸せな経験になる気がする。じっちゃんの名にかけて、Plus Ultra!

\*タイトル中の「じっちゃけ(じっちゃんの名にかけて)」「プルトラ(「Plus Ultra」(さらに向こうへ))」は、週刊少年ジャンプ連載コミック『僕とロボコ』に登場する造語です。

### 永住資格取消制度の創設に反対する会長声明

当会は、本年3月7日、在留資格の取消しに関する既存の制度（外国人が一定の重い罪を犯した場合などについて在留資格の取消しを認める。）に加えて、「永住者」の在留資格（以下「永住資格」という。）の取消しを可能にしようとする政府の動きに対し、「永住者の在留資格の取消しを容易にする法改定に反対する会長声明」を發出し、永住資格の取消しが過剰な制裁であることや、日本人にはない負担を外国人にだけとさらに加重することは、外国人に対する差別や偏見を助長しかねない危険などを指摘し、政府に対し、真の意味での共生に向けた施策の立案、実施を求めた。

しかし、その直後である同年3月15日、政府は、「永住者の在留資格をもつて在留する者」（以下「永住者」という。）について、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に規定する義務を遵守しない場合や、故意に公租公課の支払いをしない場合、さらに、より軽い刑に処せられた場合でも在留資格の取消しを可能にする同法の改正案（以下「本法案」という。）を閣議決定し、本法案は現在、国会で審議されている。

「故意に公租公課の支払いをしない」場合や、罪を犯せば処罰などの対象となることは日本人であろうと、永住者であろうと変わらないことはいままでもない。しかし、それに加えて、生活基盤を全面的に喪失させることにもなり得る、永住資格の取消しという重大な不利益を課すことを可能にするのが本法案である。政府は、本法案の理由として、「永住許可の要件の明確化等」を挙げるが、長い間、社会に溶け込みその一員として生活し、厳しい永住資格の要件をクリアするなど、国籍以外は日本人と変わらない永住者に対し、かような制裁を加重する合理的な理由を説明できていない。

さらに、本法案は、入管法に規定する義務を遵守しない場合も対象とするが、このような義務には、在留カードの携帯義務

（入管法第23条第2項）も含まれる。同義務違反への刑事罰としては20万円以下の罰金が定められている（入管法第75条の3）ところ、このような義務を外国人に対してだけ刑事罰をもって強制すること自体に問題性があるにもかかわらず、さらに、永住資格の取消しをも可能にすることは、目的達成のための手段として明らかに過剰であり、比例原則に反するものである。

本法案は、永住資格の取消しに際し、入管当局が職権で他の在留資格へ変更することにより在留継続を可能とする途を認めてはいるが、当該外国人が「引き続き本邦に在留することが適当でない」と認める場合を除く（本法案第22条の6第1項）としており、在留継続を保障しているわけではない。結局は入管当局の広範な裁量次第であり、問題の核心は、本法案が外国人に対する前時代的な管理支配体制への回帰を指向するものである点にある。永住資格取消制度により、現在日本で暮らす約88万人（昨年6月時点）の永住者の法的地位が格段に不安定なものとなることは明白である。

最も安定的な在留資格であるはずの永住者の生活基盤の重要性をあまりにも軽視する本法案は、すなわち日本に根付き暮らそうという外国人の人権を軽視するものと評価せざるを得ないが、これは、近年、政府が進めてきた外国人労働者の受入れ施策及びこれに伴う共生社会の基盤整備施策とも矛盾するメッセージを、政府が自ら国内外に発信するものに他ならない。

当会は、永住資格取消制度の創設に強く反対するとともに、政府に対し、改めて、真の意味での共生に向けた施策の立案、実施を求める。

2024(令和6)年5月16日

東京弁護士会会長 上田 智司